

平成 3 0 年 第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成 3 0 年 3 月 8 日
- ・ 開 会 平成 3 0 年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 平成 3 0 年 3 月 1 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	欠	員		
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課長
会計管理者		産業課参事
総務課長		建設課長
総務課参事		建設課参事
住民課長		地域振興課長
福祉課長		住民福祉課長
福祉課参事		総務課主査

教育長	
生涯学習課長	生涯学習課参事

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
-----------	-------------

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成30年第1回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成30年3月8日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第1号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第2号 大空町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について
- 日程第8 議案第3号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第4号 平成29年度大空町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第5号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第6号 平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第7号 平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第8号 平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第9号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第10号 平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第11号 平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第12号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- 日程第18 議案第13号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第14号 大空町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第15号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第16号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第17号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第23 議案第18号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第24 議案第19号 大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について
- 日程第25 議案第20号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第26 議案第21号 平成30年度大空町一般会計予算
- 日程第27 議案第22号 平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第23号 平成30年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第24号 平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第30 議案第25号 平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 平成30年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 平成30年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	福田淳一
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	藤田勉	建設課長	佐薙幸史
総務課参事	林敏美	建設課参事	高島清和
住民課長	山本勝栄	地域振興課長	伊藤裕幸
福祉課長	南部猛	住民福祉課長	星加政志
福祉課参事	松川一正	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

5. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉
------	-----

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主査	石川大樹
------	------	-------	------

以上のとおり報告する。

平成30年 3月 8日

大空町議会議長 近藤 哲 雄

諸 般 の 報 告

《平成29年12月19日～平成30年3月8日》

- | | |
|--------|--|
| 12月19日 | 第16回総務厚生常任委員会
第14回産業建設文教常任委員会 |
| 20日 | 第5回議員協議会
第17回総務厚生・第15回産業建設文教合同常任委員会 |
| 1月6日 | 平成30年大空町成人式 |
| 7日 | 平成30年消防出初式 |
| 15日 | 第18回総務厚生・第16回産業建設文教合同常任委員会
第18回総務厚生常任委員会
第16回産業建設文教常任委員会 |
| 19日 | 第13回議会広報常任委員会 |
| 29日 | 第14回議会広報常任委員会 |
| 2月2日 | 北網ブロック町議会事務局長会議（津別町） |
| 5日 | 第15回議会広報常任委員会 |
| 8日 | オホーツク町村議会議長会定期総会・役員会（遠軽町） |
| 9日 | 第17回産業建設文教常任委員会 |
| 15日 | 第19回総務厚生常任委員会
第18回産業建設文教常任委員会
大空町の農業を考える会学習会 |
| 17日 | 東藻琴小学校開校110周年記念式典 |
| 22日 | 第2回議会広報モニター連絡会議 |
| 23日 | 第20回総務厚生・第19回産業建設文教合同常任委員会
第20回総務厚生常任委員会
第19回産業建設文教常任委員会 |
| 3月1日 | 東藻琴高等学校第62回卒業証書授与式
女満別高等学校第64回卒業証書授与式
第12回議会運営委員会 |
| 8日 | 平成30年第1回定例会 |

(開議 午前10時00分)

◎開会、開議宣告

- ◇議 長 ただいまから平成30年第1回大空町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において5番 品田好博議員、及び6番 松田信行議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2 議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、松岡克美議員。

- ◇松岡議会運営委員会委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る3月1日、議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が2名、町長から提出されております案件が29件あります。その内訳は、同意1件、条例制定等の議案が12件、平成29年度補正予算8件、新年度予算が8件であります。議会提出議案の提出も予定をいたしております。

したがいまして、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は、本日3月8日に開会し3月15日までの8日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から3月15日までの8日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１５日までの８日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長から報告いただきます。

事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、１１名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。

なお職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前回から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので御了承願います以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

◇議 長 日程第４ 行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 平成３０年第１回大空町議会定例会に当たり、行政報告を行います。

昨年１２月３日から本年２月８日まで、町政懇談会ふれあいトークおおぞらを実施してまいりました。

２４カ所４９１名の皆様方の参加をいただいたところであります。

前年と比べまして高齢者クラブでの開催ができませんでしたけれども、自治会単位では２カ所３１人の増となったところであります。

この中では、新しい高校としての開設時期の目途をどのように思っているか。

また、農村部の高速通信網の整備に積極的に取り組んでほしい、さらにはシロシストセンチュウの対応などについての質問や意見が寄せられたところでございます。

12月25日、北海道総合交通政策検討会議、第6回目が開催をされました。

交通政策の指針原案が示され、道央・道南圏、道北圏、道東圏の三つの地域に分けた方向性を加えることとしたところであります。

鉄道のあり方については、年明けの鉄道ワーキングチームフォローアップ会議の結果を受けて整理するというにしましたところでございます。

12月26日は、大空町農業再生協議会水田部会を開催いたしました。

平成29年度経営所得安定対策交付金額の報告をさせていただくとともに、平成30年の米の生産目安と作付面積の詳細について説明をし、了解をいただきました。

12月27日は、オホーツク地域ジャガイモシロシストセンチュウ対策連絡会議が網走市で開催をされ、出席をいたしました。

この会議は、振興局が声掛けし、網走市、大空町、両JA、中央会、農業試験場、普及センターが一堂に会し意見交換をし、情報共有する会議として初めて開催されたものでございます。

発生市町に対する補助制度の必要性、また、大字単位の指定区域のあり方等について私から発言をさせていただいたところであります。

また、これに関連いたしまして、2月26日、農林水産省消費安全局長、さらには幹部職員に対して、これらの趣旨について町としての要請活動を行ったところでございます。

年が明けまして1月6日、大空町成人式を挙行いたしました。

対象者97人中71人の出席をいただきました。それぞれ自己紹介をしたり、将来の希望などについて語られました。

また、本年につきましては、歌旅座のコンサートで和やかな時間を過ごしていただくことができたのではないかと感じております。

1月18日は、地方創生市町村長トップセミナーが東京で開催をされ、出席をいたしました。

梶山 まち・ひと・しごと創生担当大臣が自ら事業についての説明をされたところでございます。

東京農業大学との連携事業や、住吉作業所の活用事業などで、この地方創生事業が取り組める、そういった制度もあるのではないかと感じたところであります。

1月23日、オホーツク町村会役員会が網走市で開催されました。

2月1日開催予定の総会議案について審議をいたしました。あわせて平成31年度採用職員試験、江東区との交流事業について意見交換を行いました。

1月24日は、B&G全国サミットに出席をいたしました。

本年度も東藻琴、女満別両海洋センターは、特Aの評価をいただいたところであります。

今後、B&G財団に対するは職員の派遣でありますとか、さらには、私どもが保

有しております施設の活用などについて、もっともっと検討していかなければならないなど、このサミットを通じて感じたところであります。

1月26日は、大空町畜産振興協議会を開催いたしました。

平成30年度畜産関係予算の概要について説明すると同時に、伝染病対策などについて、情報共有をさせていただいたところであります。委員の皆さん方からは、住吉牧野の有効活用でありますとか畜産クラスター事業の積極的な取り組みについて、町のリーダーシップを求める意見が寄せられたところであります。

1月29日は、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を美幌町長に出席をいただき、当町で開催をいたしました。平成30年度予算について決定をしたところであります。

基幹水利施設の老朽化に伴う改修について、当初計画を前倒し、3年間で整備計画を組もうということで変更したところでございます。

2月1日は、オホーツク町村会定期総会が津別町で開催されました。

平成28年度決算の認定、平成30年度事業計画・予算の審議、また、各種協議会役員の選出を行ったところであります。

この機会をとらえまして、オホーツク総合振興局長、オホーツク教育局長、網走開発建設部長から、それぞれ事業の情報提供をいただいたところであります。

2月8日は、オホーツク圏活性化期成会石北本線部会小委員会が北見市で開催されました。

北海道としての交通政策指針、方向性が示されたところであります。石北本線につきましては、国の支援を求めながらも存続させるべき路線との位置付けから、国の概算要求前には要請の内容、地元の取り組みなどをまとめていくことを確認したところでございます。

2月10日は、北海道総合交通政策検討会議第7回、最終回になります会議が開催されました。

道内各地域から鉄道網だけではなく、交通ネットワークのあり方を示すべきとの声を受け、検討した北海道交通政策総合指針案がまとまったところであります。

鉄道につきましては、優劣や順位を決めてはおりませんけれども、各線区ごとに国の支援を要請しながらも維持すべき路線、また、他の交通機関の代替も含めて検討すべき路線などが示されたところあります。これを受け、各地域の協議、検討が進められることになろうかと思えます。

2月20日は、北海道町村会理事会に出席をいたしました。

平成30年度の事業計画、あわせて各会計の予算について審議をし、決定したところあります。

この機会をとらえまして、林野庁職員から森林環境税の概要説明を受けたところあります。

2月21日は、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会及び意見交換会に出席をいたしました。

協議会の平成28年度決算、29年度の決算見込み、平成30年度予算について審議し、それぞれ認定、承認、可決をしたところであります。

あわせまして浄化槽検査のあり方でありますとか、整備補助金の基準の見直しなど国への要請内容について意見交換を行ったところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 同意第1号

◇議 長 日程第5 同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書の1ページでございます。

「同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について

オホーツク町村公平委員会委員奥谷公敏が平成30年3月31日をもって任期が満了するので、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、次の者を後任委員に選任することについて議会の同意を求める。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

記 住所 北海道紋別郡湧別町曙町119番地 氏名 奥谷公敏 生年月日 昭和24年8月8日生まれ」の68歳でございます。

奥谷氏は、合併前の旧湧別町長であり、人格高潔で識見も高く、公平公正であり、公平委員会委員に適任であると判断いたします。

引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

なお、本人の経歴につきましては、参考資料の1ページに掲載してございますので、御覧をいただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第1号

◇議 長 日程第6 議案第1号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐々木産業課長。

◇産業課長 議案書の3ページでございます。

「議案第1号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

記 1 施設の名称等 大空町女満別中央271番地5、271番地10、271番地11、271番地12、271番地13、331番地32、大空町広域穀類乾燥調製貯蔵施設、2 指定管理者の名称等 北見市屯田東町617番地134 オホーツク農業協同組合連合会代表理事長 佐藤正昭、3 指定の期間 平成30年4月1日から平成50年3月31日まで」の20年間となっております。

広域穀類乾燥調製貯蔵施設につきましては、オホーツク地区の主要農産物である穀類の生産性の向上を促進し、安定的な供給量の確保と品質の維持できる生産流通体制の確立を図り、もって基幹産業である農業の持続的な発展とその基盤たる農村の振興に供することを目的に、平成30年2月に開設しております。

また、この施設につきましては、オホーツク管内に点在している豆類調整施設を再編合理化して拠点となる広域豆類調製施設として整備したものであり、小麦の乾燥調製も行える併設型の施設であります。

今回の指定手続に当たりましては、オホーツク管内の農業協同組合で組織するオホーツク農業協同組合連合会が長年にわたり本地域の農業振興や総合調整を担っていることから、本施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれますので、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者として選定したものでございます。

また、指定の期間につきましては、本施設の整備に当たり、オホーツク農業協同組合連合会から町に対し応分の負担をいただくこととしております。

その負担年数につきましては、２０年間で予定させていただいていることから、その年数の整合性を図るため、指定管理の年数につきましても２０年としたところでございます。

今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第７条の規定に基づき、指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、施設の概要等につきましては、参考資料３ページに掲載してございますので、御覧いただきたいと思います。

施設の概要につきましては、敷地面積が１万９，８８５．１２平方メートル、主な施設として、穀類乾燥棟が４，６４６．６２平方メートル、豆類製品貯蔵棟が３，４７１．４４平方メートル、計量棟が６３１．４１平方メートルであります。

以上、提案理由を申し上げましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第２号

◇議 長 日程第７ 議案第２号 大空町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長

議案書の5ページをお開き願います。

「議案第2号 大空町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

7ページ、8ページには、制定します条例を掲載してございます。

制定の概要につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の5ページをお開き願います。

議案第2号関係、大空町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用に関する条例の概要です。

1 条例制定の趣旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、行政手続において、個人番号の利用ができる範囲を法律に掲げている事務のほか、社会保障、地方税、防災に関する事務やこれに類する事務で、町が条例を定めることにより、個人番号を利用できると規定されております。

このたび、町独自のサービスとして実施しています事務において、個人番号を利用するため新たに条例を制定し、利用される方の利便性を向上させるものであります。

2 条例制定により個人番号の利用を可能にする事務としまして、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成、子ども医療費の助成に関する事務であります。

3 条例の概要ですが、第1条は、法第9条第2項に基づき条例に必要な事項を定めることとしています。

第2条は、条例で定める用語の定義を定めるとしています。

第3条は、特定個人情報、個人番号を含む個人情報のことを言いますが、適正な取り扱いの重要性に鑑み、実施機関の責務として必要な措置を講ずることと規定しております。

第4条は、法第9条第2項に基づき、個人番号の独自利用を行う事務、個人番号の独自利用を行う事務処理のための情報連携、法に定められた個人番号利用事務の処理のための情報連携を行う旨を規定しています。

別表第1には、個人番号の独自事業を行う事務、別表第2には、個人番号の独自事業を行う事務処理のための情報連携を行う事務について記載をしています。

第5条は、別表の具体的な内容などの事務に関して必要な事項を規則で定める旨を規定しております。

条例の施行日につきましては、公布の日から施行としております。

6 ページ、7 ページには、条例施行規則の案を掲載しておりますので、御参照願います。

以上提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 大空町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 大空町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

◇議 長 日程第8 議案第3号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書9ページをお開きください。

「議案第3号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

11ページは、改正文でございます。

改正の内容を定例会参考資料9ページからの新旧対照表により説明いたしますので、お開きください。

本条例は、介護認定における要支援1及び要支援2の方が心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援の提供が受けられるよう、その基準等を定めたものであります。

条例第5条第2項の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、それまで介護予防サービス計画を定義しておりました第8条の2第18項が、同条の2項が削除され2項繰り上がったことにより、第16項となり、法律と条例とにずれが生じたことから、アンダーラインにあります法第8条の2第18項を改正後の条例、法第8条の2第16項に改めるものです。

第18条の改正は、同一の条文中に「次に掲げる」を2回使用をしているため、文言修正を行うものです。

第31条第12号及び10ページになりますが、第13号の改正は、指定介護予防事業者に対して提出を求めている書類が、改正前条例では、介護予防訪問看護計画書としていましたが、実際の運用上は北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画の提出を求めていることから、現状に即した内容に改め、あわせて第13号の規定内容を第12号に結合するものでございます。

第13号を第12号と結合したことに伴い、第14号及び第15号を1号ずつ繰り上げ、第16号は、第12号の改正により指定介護予防通所リハビリテーション事業所の引用が厚生労働省令ではなく、北海道が定める指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所事業所となることに伴い改めるもので、かつ、同号を第15号として、第17号から第28号まで1号ずつ繰り上げるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

◇議 長 日程第9 議案第4号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の13ページをお開き願います。

「議案第4号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第7号)

平成29年度大空町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,106万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億497万円とする。

2項 歳入歳出予算の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、第3表 債務負担行為補正による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の廃止及び変更は、第4表 地方債補正による。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

15ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正 歳入です。

1款 町税に399万1,000円を追加、7款 ゴルフ場利用税交付金に15万3,000円を追加、11款 交通安全対策特別交付金から6万4,000円を減額、12款 分担金及び負担金から2,574万4,000円を減額、13款 使用料及び手数料から199万2,000円を減額、14款 国庫支出金に8,863万1,000円を追加、15款 道支出金に588万7,000円を追加、16款 財産収入から306万4,000円を減額、17款 寄附金から217万2,000円を減額、16ページをお開き願います。18款 繰入金から1億4,513万円を減額、20款 諸収入に386万7,000円を追加、21款 町債に1億3,670万円を追加、歳入合計は、6,106万3,000円を追加し、86億497万円とするものです。

17ページになります。歳出です。

1款 議会費から18万8,000円を減額、2款 総務費から3,064万円を減額、3款 民生費から6,980万4,000円を減額、4款 衛生費から2,550万8,000円を減額、5款 労働費から252万8,000円を減額、6款 農林水産業費から4,674万9,000円を減額、7款 商工費から581万8,000円を減額、8款 土木費から4,160万円を減額、18ページをお開き願います。9款 消防費から959万7,000円を減額、10款 教育費に3億1,734万3,000円を追加、12款 公債費から922万2,000円を減額、13款 職員給与費から1,462万6,000円を減額、歳出合計は、6,106万3,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

19ページになります。

第2表 繰越明許費、10款3項 女満別中学校大規模改修事業の3億4,666万2,000円は、29年度国の補正予算により大規模改修事業を実施するもので、年度内に完了しないため繰越すものであります。

20ページをお開き願います。第3表 債務負担行為補正、1 変更です。

現年度議決に係る分で、農業振興資金利子補給金は、農業者の借入額の確定に伴い限度額を1,180万2,000円から394万9,000円に変更するものです。

次の、平成29年度入学資金借入金利子等助成金は、借入者の借入額の確定に伴い、期間平成30年度から平成39年度までを平成30年度から平成41年度までに、限度額40万6,000円に金利変動による増額分を加算した額を19万7,000円に金利変動による増額分を加算した額に変更するものです。

21ページをお開き願います。第4表 地方債補正 1 廃止です。

藻琴山麓地区草地畜産基盤整備事業債は、対象工種であります暗渠排水事業を取り止めたため廃止とするものであります。

２ 変更です。移住・定住促進事業債は、限度額１，７００万円から７００万円減額し１，０００万円に、分譲地造成事業債は、限度額６００万円から２０万円減額し５８０万円に、東藻琴特別養護老人ホーム整備事業債は、限度額４億８，６１０万円から２，７１０万円減額し４億５，９００万円に、東藻琴児童クラブ整備事業債は、限度額７００万円から５０万円減額し６５０万円に、一般廃棄物最終処分場整備事業債は、限度額１，６５０万円から２７０万円減額し１，３８０万円に、女満別湖南昭和地区農地整備事業債は、限度額１，４１０万円から４０万円減額し１，３７０万円に、東藻琴地区中山間地域総合整備事業債は、限度額１，０００万円から４１０万円減額し５９０万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものです。

２２ページをお願いします。

女満別南部地区農地整備事業債は、限度額２８０万円に１６０万円追加し４４０万円に変更しています。対象工種である区画整理事業の増、排水路調査設計の追加によるものです。

女満別豊住地区農地整備事業債は、限度額３６０万円に３０万円追加し３９０万円に変更しています。対象工種である区画整理事業の増によるものです。

女満別大東地区基幹農道整備事業債は、限度額４５０万円から１５０万円減額し３００万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものです。

開陽中央線道路整備事業債は、限度額１，２９０万円から６００万円減額し６９０円に変更しています。事業実施の財源であります社会資本整備交付金が減額となったことから事業の調整を行い減額となるものです。

栄町６丁目線道路整備事業債は、限度額１，４００万円から４２０万円減額し９８０万円に、橋梁維持管理事業債は、限度額３，８８０万円から８００万円減額し３，０８０万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものです。

都市公園整備事業債は、限度額１億４，８５０万円から６００万円減額し１億４，２５０万円に変更しています。事業費の確定と国の社会資本整備交付金が追加配当されたことなどにより減額となるものです。

除雪機械整備事業債は、限度額１，６８０万円から７０万円減額し１，６１０万円に、消防積載車整備事業債は、限度額９５０万円から３０万円減額し９２０万円に、防災対策整備事業債は、限度額７７０万円から２０万円減額し７５０万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものです。

２３ページになります。

東藻琴小学校整備事業債は、限度額１億９，２６０万円から３，４６０万円減額し１億５，８００万円に変更しています。事業費の確定と国の負担金が増額となったことなどにより減額となるものです。

女満別中学校整備事業債は、限度額１，２００万円に２億４，６９０万円追加し２億５，８９０万円に変更しています。現行予算分では大規模改修事業の実施設計委託業務で事業費の確定により１３０万円減額となり、第２表 繰越明許費で説明しました国の補正予算により実施します女満別中学校大規模改修事業の財源として、補正予算債２億４，８２０万円を借り入れるため、差し引き２億４，６９０万円の追加となるものです。

また、補正予算債の借入れのため、償還の方法を１２年以内償還うち据置３年以内を２５年以内償還うち据置３年以内に変更するものであります。

学校給食費補助事業債は、限度額２，８５０万円から１２０万円減額し２，７３０万円に、２８年発生災害公共土木施設復旧事業債は、限度額１，８９０万円から６９０万円減額し１，２００万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものです。

２５ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、今回の補正予算は、年度末に向けた実行予算を実施したものであり、執行残等により整理した細かな事項については、説明を省略させていただきますのでご了承願います。

歳出から説明しますので、ページが飛びますが、４８・４９ページをお開き願います。

上段の２款１項７目 企業振興促進補助金の１９節 補助金から４５５万２，０００円減額しています。補助金の額の確定に伴い減額となるものです。

同じく中段の、移住・定住対策事業の１９節 いきいき子育て住宅支援補助金から６２０万円減額しています。交付件数及び補助額が見込みより少なかったことにより減額となるものです。

同じく下段のふるさと応援寄附金事業の８節 寄附者報償費から７００万円減額しています。寄附件数、寄附額が見込みより少ないことから減額するものです。

５０・５１ページをお開き願います。

中段の９目 財政調整基金積立金の２５節 積立金に１２万３，０００円追加しています。繰替運用による利率の増加に伴い追加となるものです。

５２・５３ページをお開き願います。

下段の、１４目 オホーツク町村公平委員会費の１９節 公平委員会負担金に３３万７，０００円追加しています。オホーツク町村公平委員会の会計につきましては、大空町の一般会計にて収入支出事務を行っておりますが、２９年度の決算見込みにおいて不用額が見込まれ、繰越金が発生することから不用額について公平委員会の会計へ支出するため追加するものです。

５４・５５ページをお開き願います。

上段の３項１目 戸籍住民基本台帳管理事業の１１節 消耗品費に７万円、印刷製本費に１５万円追加しています。４月１日から受付けします婚姻の届出が記念と

なりますよう複写式の婚姻届出用紙を作成し、1部をフォルダーに入れ本人へお渡しするため、消耗品、用紙の印刷代を追加するものです。

56・57ページをお開き願います。

中段の3款1項1目 臨時福祉給付金給付事業の23節 平成28年度臨時福祉給付金事務費補助金返還金に92千円、平成27年度臨時福祉給付金事務費補助金返還金に8万7,000円、同じく臨時福祉給付金及び加算給付金給付事業の23節 平成28年度臨時福祉給付金及び加算給付金事務費補助金返還金に9万1,000円、平成28年度臨時福祉給付金及び加算給付金事業費補助金返還金に18万円、同じく年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の23節 平成27年度年金生活者等支援臨時福祉給付金事務費補助金返還金に18万5,000円それぞれ追加しています。27年度及び28年度に実施しました事業の事務費及び事業費の精算により、国庫補助金返還のため追加するものです。

58・59ページをお開き願います。

上段の2目 介護保険事業特別会計繰出金の28節 介護保険事業勘定特別会計繰出金から737万9,000円減額しています。給付費の減によるものであります。

同じく後期高齢者療養給付費の19節 負担金から1,397万8,000円減額しています。28年度負担金の清算に伴う返還分があるため減額となるものであります。

同じく東藻琴特別養護老人ホーム増築事業補助金の19節 補助金から2,535万5,000円減額しています。事業費の確定によるものです。

中段の3目 障害者総合支援事業の20節 障害者自立支援医療給付費から466万円、地域活動支援センター事業給付費から138万円、下段の6目 重度心身障害者医療費助成事業の20節 医療費扶助から214万6,000円、60・61ページをお開き願います。上段の7目 老人福祉施設入所措置事業の20節 措置費から126万2,000円、それぞれ減額しています。利用見込みの減によるものです。

2項2目 児童手当扶助費の20節 児童手当扶助から512万円減額しています。所得制限により支給対象外となる方が増えたことなどにより減額となるものです。

同じく子ども医療費助成事業の20節 子ども医療費扶助から132万2,000円減額しています。見込み人数の減によるものです。

中段3目 東藻琴保育園管理運営費の7節 嘱託保育士賃金から301万3,000円減額しています。保育士の確保ができず内部調整により対応したため減額となるものです。

62・63ページをお開き願います。

中段の4款1項3目 簡易水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金から197

万1,000円減額、同じく個別排水処理事業特別会計繰出金の28節 繰出金から106万円それぞれ減額しています。事業費の確定等によるものです。

同じく廃屋等解体撤去推進事業の19節 補助金に50万円追加しています。補助金助成対象者は、廃屋等の所有者及び相続関係者としておりましたが、廃屋所有者等が高齢や身体的事情等により解体が困難な場合には、廃屋所有者等の同意を得た敷地所有者の解体撤去を対象としたことから1件の要望があり早期に実施する必要があるため追加するものであります。

下段の4目 葬斎場・墓地維持管理費の15節 共同埋葬墓建立工事から631万8,000円減額しています。29年度での実施を取り止めたためであります。

64・65ページをお開き願います。

中段の2項1目 ごみ収集事業の13節 ごみ収集運搬手数料収納事務委託料に26万2,000円追加しています。指定ごみ袋取扱店に販売委託している手数料徴収事務件数の増によるものです。

同じく一般廃棄物焼却処理施設管理運営費の11節 燃料費から111万9,000円減額しています。燃やすごみの質が水分の少ない状態となっており、燃焼に必要となる燃料が減少しているためです。

同じく一般廃棄物最終処分場管理運営費の13節 木屑破碎処理委託料から475万2,000円減額しています。秋に発注予定をしておりましたが、受託先との日程が合わず不執行となったものです。

66・67ページをお開き願います。

上段の2目 合併処理浄化槽設置整備事業の19節 補助金から350万円、中段の5款1項1目 地域産業人材育成事業補助金の19節 補助金から250万円減額しています。見込み件数の減によるものです。

下段の6款1項3目 農業関係資金対策事業の19節 農業振興資金利子補給金から172万6,000円減額しています。27・28年度災害による資金の借入れが見込みより少なかったことなどによるものです。

68・69ページをお開き願います。

中段のメルヘン公園管理費の18節 給湯ボイラーに60万円追加しています。メルヘンカルチャーセンターの農産加工実習室、地場特産品製造室、新規就農者技術習得管理施設の給湯ボイラー3台が故障し修繕できず、応急措置で対応しているため購入するものです。

70・71ページをお開き願います。

上段の病虫害緊急防除事業の19節 ジャガイモシストセンチュウ類簡易洗浄施設整備事業補助金に140万円追加しています。農地への病虫害侵入、まん延を防ぐために利用組合が整備する簡易洗浄施設に北海道の補助金が採択されたため追加するものです。

下段の５目 農地一般事務費の１９節 農業競争力基盤強化特別対策事業負担金に１６万９,０００円追加しています。町内の農業者が他市町で実施する道営農業基盤整備事業に係るパワーアップ事業の町負担金で４件分について追加するものです。

同じく２３節 過年度国営土地改良事業談合和解解決金還付金に１,０００円追加しています。平成２４年国土交通省は、土地改良事業に係る車両管理業務の入札参加業者のうち１１者が、１４年３月から談合を行っていたことが判明し、損害賠償請求をしています。２８年に東京地裁が国に対して解決金を支払うことで和解となっており、この解決金には、２２年度に完了しました斜網西部地区で実施した国営畑地帯総合土地改良パイロット事業における受益農家からの分担金も含まれていることから、還付するため追加するものです。

同じく東藻琴地区中山間地域総合整備事業の１９節 負担金から１,０２０万１,０００円、７２・７３ページをお開き願います。上段の女満別南部地区農地整備事業の１９節 負担金から３９１万３,０００円、同じく女満別湖南昭和地区農地整備事業の１９節 負担金から４３０万２,０００円、同じく女満別豊住地区農地整備事業の１９節 負担金から１１３万５,０００円、同じく藻琴山麓地区草地畜産基盤整備事業の１９節 負担金から８８９万２,０００円、同じく女満別大東地区基幹農道整備事業の１９節 負担金から１３５万円それぞれ減額しています。いずれも道営事業の事業費確定に伴うものであります。

７４・７５ページをお開き願います。

上段の２項１目 地域材利用促進事業補助金の１９節 補助金から１７５万円減額しています。事業の決定後、補助金の申請辞退者がいたためです。

中段の２目 公有林管理育成事業の１５節 町有林整備工事から３６０万８,０００円を減額しています。補助金の配分が要望額より減額されたことから事業の調整を行うなどにより減額となるものです。

７６・７７ページをお開き願います。

中段の７款１項２目 観光協会補助金の１９節 オホーツク大空町観光協会補助金から１８３万８,０００円減額しています。町から派遣しています事務局職員が正職員から再任用職員に異動となったことによる人件費の減額であります。

７８・７９ページをお開き願います。

下段の８款２項２目 町道維持補修事業の１５節 町道維持補修工事から６３４万８,０００円減額しています。町道開陽中央線における冬期間の吹き溜まりを解消する工事を予定しておりましたが、用地の購入に時間を要し本年度中に完了できないため減額するものです。

８０・８１ページをお開き願います。

上段の４目 開陽中央線道路整備事業の１５節 改良舗装工事から９２２万円減額しています。第４表 地方債補正で説明しましたが、事業の財源となります社会

資本整備交付金が減額となり事業の調整を行い減額したためであります。

中段の４項１目 下水道事業特別会計繰出金の２８節 繰出金から２５６万２,０００円減額しています。事業費の確定等によるものです。

８２・８３ページをお開き願います。

中段の９款１項２目 網走地区消防組合大空消防署費負担金の１９節 負担金から４４２万５,０００円減額しています。職員人件費の支給事由の変更などによるものです。

３目 網走地区消防組合女満別消防団費負担金の１９節 負担金から１３８万６,０００円減額しています。消防団員の訓練における費用弁償等が減額となるものです。

８４・８５ページをお開き願います。

下段の、１０款１項２目 女満別高等学校生徒寄宿舎管理費の１１節 賄材料費から２６９万１,０００円減額しています。入寮生徒数が見込みより少なかったことによるものであります。

同じく、子ども未来づくり教育基金積立金の２５節 積立金に３０万４,０００円追加しています。教育関係図書の充実のため１件５０万円の寄附と基金の利息が見込みより１９万６,０００円減額となったことから、差し引き３０万４,０００円追加するものです。

８６・８７ページをお開き願います。

上段の３目 多子世帯高等学校・大学校等進学支援金支給事業の８節 支援金から１００万円減額しています。支給対象者が見込みより少なかったことによるものです。

４目 教員住宅維持管理費の１８節 給湯ボイラーに９万円、暖房機に１４万１,０００円それぞれ追加しています。故障により使用できないことから購入するものです。

２項１目 女満別小学校管理費の１８節 管理備品に１４万６,０００円追加しています。未来を担う子どもたちを育む事業に１件１００万円の寄附があったものを財源として、新年度、児童の進級に対して机・イスが不足する学年があるため７セット分を購入するものであります。

同じく東藻琴小学校管理費の１１節 光熱水費に５５万４,０００円追加しています。校舎内の一部で電気暖房により暖房を確保しているため、電気の使用量が増加し追加するものです。

１８節 管理備品に１５万５,０００円追加しています。寄附金を財源として配膳台２台を購入するものです。

８８・８９ページをお開き願います。

上段の３項１目 女満別中学校管理費の１１節 燃料費に１０７万７,０００円追加しています。燃料単価の増によるものです。

光熱水費に93万6,000円追加しています。前年度より学級数が1学級増えたことにより、電気の使用量が増加し追加するものです。

18節 管理備品に25万9,000円追加しています。寄附金を財源としまして古くなった理科室、家庭科室の椅子24脚を購入するものです。

同じく東藻琴中学校管理費の11節 光熱水費に23万7,000円追加しています。電気の使用量が増加し追加するものです。

18節 管理備品に44万1,000円追加しています。寄附金を財源としまして、ワイヤレスチューナー1台、閲覧用の椅子11脚を購入するものです。

同じく女満別中学校大規模改修事業の13節 大規模改修工事監理委託料に873万円、15節 大規模改修工事に3億3,793万2,000円追加しています。29年度 国の補正予算により実施するもので、年度内に完了しないため30年度へ繰越して実施する事業であります。

90・91ページをお開き願います。

上段の3目 スクールバス運行事業の11節 燃料費に70万4,000円追加しています。燃料単価の増によるものです。

中段の4項1目 東藻琴高等学校管理費の11節 燃料費に62万4,000円追加しています。燃料単価の増及び使用量の増によるものです。

2目 高校教育振興基金積立金の25節 積立金に60万8,000円追加しています。東藻琴高校の農業実習生産物の売払代があったことから積み立てするものがあります。

3目 東藻琴高等学校実習費の11節 燃料費に40万8,000円追加しています。燃料単価の増及び使用量の増によるものです。

92・93ページをお開き願います。

上段の4目 東藻琴高等学校寄宿舎管理費の11節 燃料費に25万1,000円追加しています。燃料単価の増及び使用量の増によるものです。

18節 暖房機に17万5,000円追加しています。新年度寄宿舎を利用する生徒が増える見込みのため、古い暖房機2台を更新するものです。

中段、5項1目 東藻琴幼稚園管理費の7節 嘱託教諭賃金から258万4,000円減額しています。教諭の確保ができず内部調整により対応したため減額となるものです。

96・97ページをお開き願います。

上段の7項2目 武道館管理費の11節 燃料費に3万7,000円追加しています。燃料単価の増によるものです。

下段の3目 東藻琴学校給食センター管理運営費の11節 燃料費に17万6,000円追加しています。燃料使用量の増によるものです。

12款1項1目 地方債償還元金の23節 元金償還金に2,000円追加してい

ます。平成18年度に借入れしました減税補てん債は、償還年数が20年で10年目に利率を見直す地方債であります。郵貯資金の借入れであり当初予算では0.1%と見込んでいましたが、0.01%となったことから元利均等払いの償還のため、利息が減少した分、元金の償還額が増えることにより増額となるものです。

98・99ページをお開き願います。

上段の2目 地方債償還利子の23節 利子償還金から693万8,000円減額しています。平成28年度に借入れしました地方債の金利が見込みより低かったため減額するものです。

同じく一時借入金利子の23節 利子から228万6,000円減額しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備に係ります一時借入金で、借入れの額が少なくなったことなどにより減額するものであります。

13款1項1目 職員給与費から総額1,462万6,000円減額しています。主に育児休業者、退職者等に係る人件費が減額となるものです。

◇議 長 説明中ですが、ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時07分)

(再開 午前11時17分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号の提案説明を続けます。

総務課長。

◇総務課長 続きまして歳入の説明をしますので、28ページ、29ページをお開き願います。

1款 町税から11款 交通安全対策特別交付金までは、実績や見込みなどにより増減させております。

下段の12款1項1目1節 農業基盤整備事業分担金で総額2,426万3,000円減額しています。各道営事業の事業費の確定等により、農業者分担金について増減しています。

2項3目1節 ごみ焼却施設維持管理費負担金から138万4,000円減額しています。ごみ焼却施設の運営に係る津別町からの負担金で、事業費の見込みが減額となるためであります。

30・31ページをお開き願います。

上段の13款1項2目2節 保育所保育料から123万2,000円減額しています。3歳未満の第2子に係る保育料を無料とする北海道の補助対象となる園児が増

加したことなどにより減額となるものです。

4目2節 牧野使用料から123万7,000円減額しています。預入れ頭数の減少により減額となるものです。

下段の2項3目1節 ごみ収集運搬手数料に218万1,000円追加しています。指定ごみ袋の販売が増えているためであります。

32・33ページをお開き願います。

上段の14款1項2目4節 特例保育給付負担金から336万1,000円減額しています。負担金の対象となる保育園の管理運営経費が減額となるためであります。

同じく5節 児童手当負担金から総額367万9,000円減額しています。所得制限により支給対象外となる方が増えたことなどにより減額となるものです。

中段の3目1節 東藻琴小学校体育館建設工事負担金に1,273万7,000円追加しています。補助金を算定する基準額が増加し追加となるものです。

2項1目1節 社会保障・税番号制度システム整備費補助金から130万2,000円減額しています。地方公共団体が保有する個人情報情報を外部機関へ受け渡しするため、中間サーバー機の管理運営費に対する大空町の負担分について、補助金を計上しておりましたが、29年度から普通交付税に算入されることとなったため減額するものです。

2目2節 子育て支援交付金に121万円追加しています。子育て支援センター、放課後児童クラブ、幼稚園の預かり保育に対するもので、補助金を算定する基準額が増加し追加するものです。

下段の4目1節 農地整備事業補助金から194万5,000円減額しています。道営の農業基盤整備事業における事業費の確定に伴い減額となるものです。

5目2節 学校施設環境改善交付金に8,971万9,000円追加しています。29年度、国の補正予算により女満別中学校大規模改修を行うもので、年度内に完了しないため、30年度へ繰越して実施する事業であります。

4項1目1節 開陽中央線道路整備事業交付金から482万6,000円、除雪対策事業交付金から428万5,000円減額しています。交付金の配分が減額となったものであります。

同じく地域住宅交付金から129万6,000円、栄町6丁目線道路整備事業交付金から572万2,000円減額しています。事業費の確定によるものであります。

同じく都市公園事業交付金に1,333万8,000円追加しています。女満別運動公園野球場改修工事に係る交付金の追加配当があったためであります。

34・35ページをお開き願います。

上段の、15款1項1目4節 特例保育給付負担金から168万円減額しています。負担金の対象となる保育園の管理運営経費が減額となるためであります。

中段の2項1目1節 地域振興施設整備事業補助金に220万円追加しています。

北海道の地域づくり総合交付金が対象となったことから追加するものです。

2目4節 子育て支援交付金に121万円追加しています。子育て支援センター、放課後児童クラブ、幼稚園の預かり保育に対するもので、補助金を算定する基準額が増加し追加するものです。

下段の4目1節 農業競争力基盤強化特別対策事業補助金から171万1,000円減額しています。北海道のパワーアップ事業の補助金で事業費の確定により減額となるものです。

同じくジャガイモシストセンチュウ類簡易洗浄施設整備事業補助金に140万円追加しています。農地への病虫害侵入、まん延を防ぐために利用組合が整備する簡易洗浄施設に対し北海道の地域づくり総合交付金が対象となったことから追加するものです。

36・37ページをお開き願います。

上段の、6目1節 まちゼミ開催事業補助金に50万円 7目1節 都市公園整備事業補助金に790万円、女満別運動公園野球場の整備に対するものであります。

8目1節 防災マップ作成事業補助金に120万円、それぞれ追加しています。北海道の地域づくり総合交付金が対象となったことから追加するものです。

下段の16款2項1目2節 土地売却代から289万4,000円減額しています。分譲宅地の販売区画数が見込みより減となったことによるものです。当初予算では残り7区画のうち4区画を販売する予定でしたが、28年度末に2区画が販売となり29年度当初では残りが5区画で、年度内に3区画の販売となり、現在 残り2区画となっております。

38・39ページをお開き願います。

上段の17款1項1目1節 一般寄附金から217万2,000円減額しています。寄附のお返しに贈呈しています特産品の一部が欠品していることなどから、見込みより減額となるものです。

18款1項1目1節 財政調整基金繰入金から2,623万9,000円、2目1節 地域福祉・医療基金繰入金から6,643万5,000円、3目1節 高校教育振興基金繰入金から68万4,000円、4目1節 公共施設等整備基金繰入金から3,766万8,000円、5目1節 地域振興基金繰入金から4,106万5,000円、7目1節 子ども未来づくり教育基金繰入金から110万3,000円、それぞれ減額しています。今回の補正予算の財源調整のため繰入れを取りやめるものです。

同じく6目1節 学校教育施設建設基金繰入金に2,806万4,000円追加しています。東藻琴小学校体育館整備事業及び女満別中学校大規模改修事業における財源に充てるため追加するものです。

40・41ページをお開き願います。

上段の２０款４項１１目１節 生活支援ハウス利用料から１６３万７,０００円減額しています。入居者の減などによるものです。

同じく農業振興負担金から２０２万６,０００円減額しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備に関わります一時借入金利子の減額などによるものであります。

中段の女満別高等学校寄宿舎給食費から１８３万円減額しています。入寮生徒の見込み減によるものです。

同じく平成２８年度臨時福祉給付金給付事業費補助金清算金に１８９万円、三つ下の平成２８年度臨時福祉給付金及び加算給付金給付事業費清算金に７７万７,０００円それぞれ追加しています。２８年度に実施しました事業費の清算により、補助金が追加となるものです。

１つ上の過年度国営土地改良事業談合和解解決金還付金に１,０００円追加しています。歳出で説明しました談合に関わります和解により、解決金が還付となるものです。

同じく過年度公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に５１４万円追加しています。２７年度に補助事業の採択を受け２８年度に繰越して実施した災害復旧事業に係る２９年度歳入となる国の負担金であります。

２１款の町債につきましては、第４表 地方債補正で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

また、地方譲与税、地方交付税、町債などで３月下旬でなければ確定しない経費につきましては、例年どおり専決処分させていただきたいと思いますのでご了承願います。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４号 平成２９年度大空町一般会計補正予算（第７号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号 平成２９年度大空町一般会計補正予算（第７号）は、
原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第５号

◇議 長 日程第１０ 議案第５号 平成２９年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書１０７ページです。

「議案第５号 平成２９年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

平成２９年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３億３，６７２万６，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。

平成３０年３月８日提出 大空町長 山下英二」

１０９ページをお開きください。第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。

１款 国民健康保険税から２９３万８，０００円を減額、２款 国庫支出金から１，６６２万５，０００円を減額、３款 療養給付費交付金に２３０万７，０００円を追加、４款 前期高齢者交付金に１，７８１万２，０００円を追加、５款 道支出金から３１万３，０００円を減額、６款 共同事業交付金から１，６７３万７，０００円を減額、８款 繰入金に１，５９６万３，０００円を追加、１０款 諸収入に６１万９，０００円を追加し、歳入合計は８万８，０００円追加し、１３億３，６７２万６，０００円とするものです。

１１０ページをお開き願います。歳出です。

１款 総務費から２９万７，０００円を減額、２款 保険給付費に３，０６５万８，０００円を追加、３款 後期高齢者支援金等から４３万６，０００円を減額、４款 前期高齢者納付金等に５，０００円を追加、６款 介護納付金から５９万６，０００円を減額、７款 共同事業拠出金から２，５３７万６，０００円を減額、８

款 保健事業費から２２９万円を減額、１０款 諸支出金から１５８万円を減額し、歳出合計は８万８，０００円追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より御説明いたしますので、１１８・１１９ページをお開き願います。

１款１項１目 総務一般事務費から３項１目 国民健康保険運営協議会費までにつきましては、年度末に向けての実行予算において執行残見込み等により整理したものでございます。

以下、執行残見込み等により整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承願います。

２款１項１目１９節 一般被保険者療養給付費に４，４２０万９，０００円の追加は、医療費１件当たりの支出額が上昇しており、残り２カ月分の支出に不足が予想されることから追加するものでございます。

２目１９節 退職被保険者療養給付費から６００万円の減額は、退職被保険者の減少に伴うものでございます。

２項１目１９節 一般被保険者高額療養費から６００万円の減額は、当初の見込みより今までの支出が減少したことに伴うものでございます。

続きまして１２０・１２１ページをお開き願います。下段になります。

７款１項１目１９節 高額療養費共同事業医療費拠出金から１，０４０万５，０００円の減額、３目１９節 保険財政共同安定化事業拠出金から１，４９７万１，０００円の減額は、いずれも北海道国民健康保険団体連合会へ拠出する額が確定したことに伴うものでございます。

続きまして１２２・１２３ページをお開き願います。

８款１項２目 特定健康診査等事業、１３節 特定健診委託料から２００万円の減額は、特定健診受診者数の減少に伴うものでございます。

１０款１項３目２３節 前年度療養給付費交付金返還金から１５８万円の減額につきましては、平成２８年度療養給付費交付金額の確定に伴うものでございます。

続きまして、歳入です。

１１４・１１５ページをお開き願います。

歳入につきましても実行予算において事業費の実績見込み等により再積算し整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきます。

１款１項１目 一般被保険者国民健康保険税１節から３節全体で、３１０万９，０００円の減額につきましては、資格喪失、転出等によるものでございます。

２款１項１目１節 療養給付費負担金現年度分から９６２万７，０００円の減額、介護納付金負担金現年度分から１８６万６，０００円の減額、後期高齢者支援金負担金現年度分から４７８万９，０００円の減額は、各負担金額の確定に伴うものでございます。

3款1項1目1節 療養給付費交付金現年度分に230万7,000円の追加は、退職被保険者療養給付費の財源の再積算による額の変更に伴うものでございます。

4款1項1目1節 前期高齢者交付金に1,781万2,000円の追加は、交付金額の確定に伴うものでございます。

116・117ページをお開き願います。

6款1項1目1節 高額医療費共同事業交付金に1,687万2,000円の追加、保険財政共同安定化事業交付金から3,360万9,000円の減額は、事業の実績見込みにより、北海道国民健康保険団体連合会の交付金額の額が確定したことに伴うものでございます。

8款2項1目1節 国民健康保険基金繰入金に1,662万3,000円の追加は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

10款3項1目1節 一般被保険者第三者納付金に48万9,000円の追加は、第三者への求償に伴う返納金として、3目1節 一般被保険者返納金に41万円の追加は、他の医療保険加入者が誤って国保で受診した治療費相当額の返納があったことによるものでございます。

以上、補正予算の内容につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 日程第11 議案第6号 平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書125ページです。

「議案第6号 平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億869万円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

127ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正 歳入です。

2款 繰入金から6万5,000円を減額、4款 諸収入に3,000円を追加し、歳入合計は、6万2,000円減額し1億869万円とするものです。

128ページをお開き願います。歳出です。

1款 総務費から6万2,000円の減額を行い、歳出合計は、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より説明いたしますので、134・135ページをお開き願います。

1項1目12節 郵便料2万2,000円の減額及び2項1目12節 郵便料4万円の減額は、実績見込みにより執行残として減額するものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、132・133ページをお開き願います。

2款1項1目1節 事務費繰入金から6万5,000円の減額は、今回の財源調整のために減額するものでございます。

4款4項1目1節 後期高齢者医療事務費補助金3,000円の追加は、保険料算定システムの誤りに伴う還付及び徴収事務費特別調整費として追加されるものでございます。

以上、補正予算の内容につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これから議案第6号 平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

◇議 長 日程第12 議案第7号 平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書137ページです。

「議案第7号 平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,455万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,593万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

139ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 保険料に323万3,000円を追加、2款 使用料及び手数料から3万円を減額、3款 国庫支出金から602万7,000円を減額、4款 支払基金交付金から2,376万7,000円を減額、5款 道支出金から1,058万9,

０００円を減額、７款 繰入金から７３７万９，０００円を減額しまして、歳入合計は４，４５５万９，０００円を減額し、７億４，５９３万４，０００円とするものです。

１４０ページ歳出です。

１款 総務費から８０万円を減額、２款 保険給付費から５，０６１万４，０００円を減額、３款 地域支援事業費から１４３万４，０００円を減額、４款 基金積立金に８２８万９，０００円を追加しまして、歳出合計は４，４５５万９，０００円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より御説明しますので、１４８・１４９ページをお開き願います。

今回の補正予算は、年度末に向けて実行予算を実施したもので、執行残等により整理した細かな事項については、説明を省略させていただきますので、御了承願います。

２款１項１目１９節 居宅介護サービス給付費から７２６万３，０００円の減額です。

居宅介護サービス利用者が当初見込みを下回るため減額するものです。

２目１９節 施設介護サービス給付費から３，８６０万７，０００円の減額です。施設介護サービス費が見込みを下回るため減額するものです。

５目１９節 居宅介護サービス計画給付費から１４４万８，０００円の減額です。居宅介護サービス計画を作成しなければならない対象者が減少したため減額するものです。

２項１目１９節 介護予防サービス給付費に８０万５，０００円の追加です。介護予防サービス利用者が当初見込みを上回るため追加するものです。

４目１９節 介護予防サービス計画給付費に２９万３，０００円の追加です。介護予防サービス計画の作成件数が増加したため追加するものです。

４項１目１９節 高額介護サービス給付費から１０５万２，０００円の減額です。高額介護サービス対象件数が減少したため減額するものです。

１５０・１５１ページをお開きください。

上から６段目、６項１目１９節 特定入所者介護サービス給付費から３１９万６，０００円の減額です。当初見込みを下回るため減額するものです。

１５２・１５３ページをお開きください。

３款４項１目１９節 介護予防サービス給付費から８３万２，０００円の減額です。当初見込みを下回るため減額するものです。

４款１項１目２５節 介護保険基金積立金ですが、今回の補正予算の財源調整として８２８万９，０００円を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、１４４・１４５ページをお開きください。

1 款 保険料の 1 項 1 目 1 節 介護保険料現年課料分 3 1 7 万 2, 0 0 0 円、2 節 滞納繰越分 6 万 1, 0 0 0 円の追加です。実績見込みにより追加するものです。

3 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金の 1 目 1 節 現年度分介護給付費負担金から 2 2 5 万 6, 0 0 0 円の減額、2 項 国庫補助金の 1 目 1 節 現年度分調整交付金から 1 8 9 万 7, 0 0 0 円の減額、2 目 1 節 現年度分包括的支援事業任意事業交付金から 8 8 万 7, 0 0 0 円の減額、2 節 現年度分介護予防日常生活支援総合事業交付金から 9 8 万 7, 0 0 0 円の減額、4 款 支払基金交付金の 1 項 1 目 1 節 現年度分介護給付費交付金から 2, 3 4 7 万 7, 0 0 0 円の減額、5 款 道支出金 1 項 道負担金の 1 目 1 節 現年度分介護給付費負担金から 9 9 6 万 8, 0 0 0 円の減額、1 4 6 ・ 1 4 7 ページをお開きください。7 款 繰入金の 1 項 1 目 1 節 介護給付費繰入金から 7 1 2 万 8, 0 0 0 円の減額です。歳出で説明申し上げましたように、各介護サービス給付費が減額となったため、保険給付費財源の各々の負担割合に応じてそれぞれ減額するものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◇議 長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これから議案第 7 号 平成 2 9 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号 平成 2 9 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 8 号

◇議 長 日程第 1 3 議案第 8 号 平成 2 9 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 「議案第8号 平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）」

平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ510万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

157ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 サービス収入に4万円を追加、2款 繰入金から8万9,000円を減額しまして、歳入合計は4万9,000円を減額し、510万6,000円とするものです。

158ページ、歳出です。

1款 サービス事業費から4万9,000円を減額しまして、歳出合計を歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より説明しますので、164・165ページをお開きください。

1款1項1目 介護予防支援事業費、職員給与等2節一般職給から1万円の減額、同じく介護予防支援事業、13節介護予防支援計画作成委託料から3万9,000円の減額です。いずれも執行残により減額するものです。

続きまして歳入の御説明をしますので、162・163ページをお開きください。

1款1項1目1節 介護予防サービス計画収入に4万円の追加です。実績見込みにより追加するものです。

2款1項1目1節 一般会計繰入金から8万9,000円の減額です。財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これから議案第8号 平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時といたします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後01時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第9号

◇議 長 日程第14 議案第9号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐薙建設課長。

◇建設課長 議案書167ページです。

「議案第9号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,038万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,218万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による

(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

169 ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1 款 使用料及び手数料から471万2,000円を減額、2 款 繰入金から197万1,000円を減額、4 款 諸収入から60万円を減額、5 款 町債から310万円を減額し、歳入合計では1,038万3,000円を減額し、3億4,218万2,000円とするものです。

170 ページ、歳出です。

1 款 総務費から930万7,000円を減額、2 款 公債費から107万6,000円を減額し、歳出合計では1,038万3,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

171 ページ、第2表 地方債補正、1 変更です。

女満別本町地区簡易水道事業債は、限度額3,040万円を100万円減額し、限度額2,940万円に、女満別高台地区簡易水道事業債は、限度額140万円を80万円減額し60万円、東藻琴地区簡易水道事業債は、限度額7,300万円を130万円減額し7,170万円、それぞれ減額するものです。いずれも事業費の確定により起債対象額についても減額となり、事業債が減額となるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書です。先に歳出から説明をさせていただきます。

178 ページです。なお、今回の補正には年度末に向けての実行予算による精査が含まれております。補正額の大きいもの主なものについて説明をさせていただきます。

1 款2 項1 目 施設管理費、簡易水道施設管理費中、1 2 節 役務費、水質検査料から36万9,000円を減額しております。入札執行による減によるものです。

1 3 節 委託料 浄水場点検委託料から32万4,000円を1 5 節 工事請負費 メーター器取替工事から46万円をそれぞれ減額しています。いずれも入札執行減によるものです。

1 6 節 原材料費 水道設備原材料から44万2,000円を減額しています。戸数及び単価の減額によるものです。

1 8 節 備品購入費 メーター器購入94万2,000円の減は入札執行減によるものです。

1 款2 項2 目 建設改良費 女満別本町地区簡易水道整備事業、1 5 節 工事請負費 水道施設建設工事で74万8,000円、水道管の整備工事で91万3,000円を減額しています。いずれも入札執行減によるものです。

女満別高台地区簡易水道整備事業、1 3 節 委託料 調査設計委託料50万円の減額については、臨時対応分の未執行によるものです。

15節 工事請負費、水道管路整備工事100万円の減は、道道小清水女満別線で道路工事と同時に施工予定していましたが道路工事が中止となり、水道管路整備工事についても未施工となったものです。水道施設建設工事60万円の減額は、執行残によるものです。

180ページに移ります。

東藻琴地区簡易水道整備事業、15節 工事請負費、水道管路整備工事201万円の減額は、入札執行減によるものです。

次に、歳入について説明します。176ページにお戻りください。

1款1項1目1節 給水使用料 給水料金466万円の減となっています。実績に合わせ減額するものです。

2款1項1目 一般会計繰入金については、財源調整のため変更するもので、歳出減により197万1,000円の減となっています。

4款2項2目1節 雑入 水道管移設補償金については、歳出でも出てまいりましたが、道道小清水女満別線道路工事の未施工により、保証金についても減額となるものでございます。

5款1項1目 簡易水道事業債の減額については、地方債補正で説明させていただいたとおりでございます。

以上、補正内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、品田議員。

◇品田議員 使用料についてですが、471万円、現年より466万円減ですけども、パーセンテージ的には結構なもの、この辺の理由については、どのような考え方ですか。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 給水料金について御質問いただきました。

給水料金につきましては、当初予算で1億5,952万2,000円を計上しておりまして、今回466万円を減額し、約2.9%、3%弱程度の減額となっております。

給水料金につきましては、当初予算におきましては、想定する使用料等から算定しているものですから、ある程度の額の計上しておりますが、現在のところ収納率

100%は、残念ながら達成されていない状況でございまして、それらの差額により2%から3%程度の減額を毎年度行っている状況でございます。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 わかりました。

それで、人口減というものは、こういったものに影響してくると私は考えているが、一向に人口が思うように止まっていないこともありますので、その辺のことは、全然考えがないのか。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 給水料金について、引き続き答弁申し上げます。

給水使用料につきましても、人口減少等に伴いまして給水の使用される水量の減少も、最近では見られるところでございまして、当初予算において、毎年度2%程度の減額で計上をさせていただいている状況となっております。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

◇議 長 日程第15 議案第10号 平成29年度大空町下水道事業特別会計補

正予算（第４号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書１８５ページです。

「議案第１０号 平成２９年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第４号）」

平成２９年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９７０万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億６９万２，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）第２条 地方債の変更は、第２表 地方債補正による。

平成３０年３月８日提出 大空町長 山下英二」

１８７ページ、第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。

２款 使用料及び手数料から１７４万６，０００円を減額、５款 繰入金から２５６万２，０００円を減額、８款 町債から５４０万円を減額し、歳入合計では、９７０万８，０００円を減額し、４億６９万２，０００円とするものです。

１８８ページ、歳出 １款 総務費から８９５万６，０００円を減額、２款 公債費から７５万２，０００円を減額し、歳出合計では９７０万８，０００円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

１８９ページ、第２表 地方債補正、１変更です。

下水道事業債について限度額３，６４０万円を５４０万円減額し、限度額３，１００万円とするものです。下水道改築更新工事の財源としておりましたが、工事費の減額により起債額が減額となるものです。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書です。歳出から説明をさせていただきます。

１９６ページ、こちらにつきましても補正額の大きいもの、主なものについて説明をさせていただきます。

１款１項２目 施設管理費、下水道施設管理費１５節 工事請負費下水道施設整備工事から５８万６，０００円を減額しています。入札執行に伴う減額です。

３目 建設改良費、污水管渠布設事業、１５節工事請負費 下水道施設移設設置工事で１３６万２，０００円を減額しています。新規に公共枮設置が必要となった場合の工事費を計上しておりましたが、箇所数の減により減額となるものです。

改築更新事業の１５節 工事請負費、改築更新工事で５９８万円を減額しています。設計内容の精査及び入札執行による減額と入札執行により減額となったものです。

次に、歳入に移ります。１９４・１９５ページでございます。

２款１項１目 下水道使用料１７４万６，０００円の減となっております。実績に合わせて減額とするものです。

５款１項１目 一般会計繰入金２５６万２，０００円の減となっています。歳出減に伴い、財源調整により減額となるものです。

８款１項１目 下水道事業債については、地方債補正で説明したとおりであります。

以上、補正内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１０号 平成２９年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号 平成２９年度大空町下水道事業特別会計補正予算第４号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第１１号

◇議 長 日程第１６ 議案第１１号 平成２９年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐薙建設課長。

◇建設課長 議案書 201 ページです。

「議案第 11 号 平成 29 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）」

平成 29 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 32 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,979 万 4,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

平成 30 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

203 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

2 款 繰入金から 106 万円を減額、3 款 繰越金に 73 万 4,000 円を追加し、歳入合計では、32 万 6,000 円を減額し、2,979 万 4,000 円とするものです。

204 ページ、歳出です。

1 款 総務費から 32 万 6,000 円を減額し、歳出合計では 32 万 6,000 円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書です。歳出から説明させていただきます。210・211 ページです。

1 款 1 項 1 目 施設管理費、個別排水処理施設管理費 13 節 委託料、浄化槽保守清掃委託料から 21 万 9,000 円を減額しています。清掃に伴う汲み取り数量の減により減額となるものです。

その他については、執行減によるものです。

次に、歳入について説明いたします。

208、209 ページです。

2 款 1 項 1 目 一般会計繰入金から 106 万円を減額しています。財源調整のため減額となるものです。

3 款 1 項 1 目 前年度繰越金に 73 万 4,000 円を追加しています。平成 28 年度からの繰越金を今回の補正にあわせ追加するものです。

以上、補正内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１１号 平成２９年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号 平成２９年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第１２号

◇議 長 日程第１７ 議案第１２号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書２１３ページをお開きください。

「議案第１２号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を別冊のとおり定めることについて、大空町議会基本条例（平成２４年大空町条例第１９号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年３月８日提出 大空町長 山下英二」

別冊でお配りしております第７期大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を御用意願います。

本計画につきましては、３年ごとに見直しを行うこととしておりまして、平成３０年度から平成３２年度までの３年間、第７期の計画を策定することについて、今回議会の議決を求めるものであります。表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。本計画は、第１章から第８章までの構成としております。

１ページ「第１章計画策定にあたって」から説明させていただきます。

計画策定の背景ですが、中段以下にあるように、平成３７年には、団塊の世代が

75歳以上となり、都市部を中心に後期高齢者が急増するとともに、単身又は夫婦のみ高齢世帯、認知症である人の増加が想定されています。

計画策定の趣旨ですが、本町では、平成37年度を見据え、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」、「在宅医療・介護連携の強化」、「地域ケア会議の推進」、「総合的な認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防の基盤整備」の5つの柱を重点的取組事項とした「地域包括ケアシステム」の構築、地域全体で高齢者の方々を支える仕組みづくりに努めてきましたが、「公助」「共助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取組が必要となります。

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要となります。

2ページになりますが、計画の位置づけは、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づく「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして作成する総合的な計画として位置付けるものです。

日常生活圏域の設定について、地域の実情に応じて定めることとされており、本町におきましては、第6期の計画及び北海道医療計画に基づく第1次医療圏と同様に町を一つの日常生活圏域として設定することとします。

3ページ 計画期間は、2018年度、平成30年度から2020年度、平成32年度までの3年間とします。

4ページ、「第2章 大空町の現状」について、人口の推移については、記載のとおりです。人口構成の推計ですが、5ページの中段の表にあるように、平成37年度における本町の総人口は6,575人と見込まれ、平成29年12月の7,299人と比較すると724人減少する一方で、65歳以上の人口は55人増加すると見込まれています。

このことから、先ほど説明したとおり、平成37年に向けて地域包括ケアシステムの構築が必要となります。

6ページ 高齢者の世帯状況については、記載のとおりです。

7ページ 要支援・要介護認定者数の状況について、第6期計画期間の初年度である平成27年度から最終年度である平成29年度に掛けて、要支援1から要介護5までの認定者数が、19人減少しているところです。

15ページ 要支援・要介護認定者数の推計ですが、平成29年12月の認定者数440人と比較して、平成30年度は4人減の436人と推計されていますが、平成31年度からは認定者数の増加が推計され、第7期計画期間の最終年である平成32年度では487人と、平成29年度より47人増となると推計されているところです。

16ページ 「第3章 計画の基本的な考え方」 第7期計画における基本理念

を「高齢者が認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で支え合いながら生活できるまちづくり」とします。

第7期計画の基本指針について、平成37年度を見据えた中長期的な視点に立って目標を設定し、これまでの第6期計画からの取り組みを継続しつつ、地域の実情や課題、今後取り組む施策等の深化と推進を基本方針とします。

19ページ 「第4章 重点施策の取組」では、介護予防の推進から31ページ介護に取り組む家族への支えについてまで、7項目を設定し、それぞれの項目ごとに第6期計画期間での主な実施状況と、第7期計画での基本目標及び重点施策を記載しています。

各項目における重点施策を説明します。

20ページ 1の介護予防の推進における重点施策として、健康づくりの促進、生活習慣病の予防や認知機能の維持・低下予防といった高齢者に多くみられる原因疾患の予防、生きがい活動への支援を実施してまいります。

22ページ 2の認知症対策の推進における重点施策として、介護予防講演会等の認知症予防の推進、認知症初期集中支援チームを中核とした認知症総合支援事業の実施、認知症カフェの開催など、認知症の人や家族への支援を充実させていきたいと考えております。

25ページ 3の日常生活を支援する体制の整備における重点施策として、高齢者見守りネット事業や24時間相談体制の整備、生活支援体制整備のための協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置を行うなど、生活支援サービスの基盤整備に努めてまいります。

また、外出や移動に係る支援、緊急通報システムなどの高齢者福祉サービスの充実、多様な事業主体による新たなサービスが整備されるよう支援してまいります。

26ページ 4の介護サービスの充実・強化における重点施策として、介護サービスの適切な量の提供と質の確保、介護人材の確保への支援として、医療・介護従事者就業支援補助金及び介護職員資格取得助成事業を引き続き実施してまいります。

28ページ、5の医療と介護の連携推進における重点施策として、医療と介護関係者との連携を密にし、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制を構築してまいります。

29ページ 6の高齢者のニーズに沿った住まいの確保における重点施策として、住宅改修に関する相談支援やシルバーハウジング住宅、生活支援ハウスといった高齢者向け住宅の情報提供を行ってまいります。

また、第7期の計画策定に際し、地域密着型小規模多機能居宅介護施設を整備することについて第7期計画に位置付けるよう、要望があったところです。

平成30年度から平成32年度までの3年間における介護認定者数の見込み、介護給付の状況、さらには平成30年4月から社会福祉法人東藻琴福祉会が運営する

特別養護老人ホーム 東藻琴福寿苑が30床増床となることなどを総合的に判断し、第7期の計画においては整備することを明記せず、高齢者向け住宅の整備検討及び地域密着型サービスの整備検討としたところです。

30ページ 7の介護に取り組む家族への支えにおける重点施策として、介護されている家族の方の負担を軽減できるよう、家族介護継続支援事業や介護予防・介護技術講習会を行ってまいります。

32ページから59ページまで、「第5章 介護サービスの現状」として、平成27年度から平成29年度までの第6期計画の計画値と実績、サービスの利用状況、取組状況について記載しています。

説明については省略させていただきますが、38ページには、オホーツク管内施設整備状況として、管内における介護老人福祉施設等の整備状況を表にしています。

中段よりやや下に大空町があります。

平成30年4月1日予定となりますが、被保険者1人当たりの整備率が、5.81%となり、北網地域では清里町に次いで2番目、オホーツク管内でも西興部村、清里町に次ぐ3番目の整備率となります。

60ページ 「第6章 介護保険事業に係る見込み量と第1号被保険者保険料」についてであります。

介護給付等サービス見込み量としまして、15ページでご説明しましたが、要支援・要介護認定者数を初年度である平成30年度で436人、最終年度の平成32年度で487人と推計し、この推計値に基づき介護保険料の算定をしているところです。

61ページから65ページの中段まで、介護予防サービス、介護サービス、地域支援事業の見込み量について、国から提供されている『地域包括ケア「見える化」システム』による推計値に基づき記載しています。

65ページ中段にある第1号被保険者の介護保険料についてであります。保険給付費の財源構成として国が示しているのは、下の表のとおり介護給付費から利用者負担分10%から30%を除いた標準給付費の50%を被保険者の保険料、残り50%を公費で負担する仕組みとなっています。

第7期計画時における65歳以上の第1号被保険者保険料の負担割合は、第6期計画の22%から23%に1%引き上げられたところであります。

66ページになりますが、本町における第7期計画期間中の保険給付費の財源構成については、75歳以上の後期高齢化率が全国よりも高く、また所得水準が全国平均より低いため、国から交付される調整交付金の率が基本となる5%ではなく、

6.9%となるもの推計していることから、第1号被保険者の保険料の率は23%ではなく、21.1%として、保険料を算定しているところであります。

第7期介護保険料の推計方法ですが、第1号被保険者の平成30年度から平成3

2年度における介護保険料の必要額を、標準給付等に第1号被保険者の負担割合21.1%を乗じて得た額を基に算出しているところであります。

この算出結果については、68ページから71ページに掛けて、掲載しています。69ページをお開きください。

第6期・第7期介護保険事業計画における給付及び必要保険料の総括表を掲載しています。

表の上から3段目、介護給付費等及び地域支援事業費の介護歳出計では、平成30年度は7億6,281万円、平成31年度は7億9,698万2,000円、平成32年度には8億4,745万円との推計を基に、介護保険料を計算しています。

第7期の介護保険料の算定に当たっては、平成29年度末で5,105万4千円の残高が見込まれる介護保険基金の一部を取り崩し、第6期計画における基準月額保険料4,900円から300円増額となる5,200円と算定したところであります。

なお、平成32年度末の介護保険基金残高については、2,314万3千円を見込んでいます。

68ページの表につきましては、第7期介護保険計画の基準月額保険料5,200円を基に、所得に応じて区分されている第1段階から第9段階でのそれぞれの保険料率に応じて計算した月額保険料及び年間の保険料を掲載しています。

70・71ページにつきましては、69ページの表の1段目から3段目の介護歳出について、それぞれのサービスごとに給付実績及び計画推計を掲載しています。

72ページ「第7章 高齢者福祉サービス」について、高齢者福祉サービスの概要として、本町が実施している事業について76ページにわたって記載しています。

77ページ「第8章 資料編」です。

高齢者のニーズ調査、在宅介護実態調査結果、第7期計画の策定経過、最後に用語解説について、121ページまで掲載しています。参考としてご覧いただければと思います。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 1 8 議案第 1 3 号

◇議 長 日程第 1 8 議案第 1 3 号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の 2 1 5 ページをお開き願います。

「議案第 1 3 号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 3 月 8 日 大空町長 山下英二」

議案書 2 1 7 ページにつきましては、改正条文でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料の 1 3 ページを御覧願います。

議案第 1 3 号関係、大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

はじめに、改正の理由についてご説明申し上げます。

本町では、近年、特別な支援を必要とする子ども達が増加傾向にあることから、幼稚園・小中学校に町独自で補助教諭を配置するとともに、平成 2 4 年度から教育委員会に特別支援コーディネーターを配置し、支援体制の強化に努めてきたところです。しかしながら、ここ数年、特別な支援を必要とする子ども達の増加に加えて、いじめや不登校のほか、家庭教育に係る相談業務も急増してきていることから、平成 3 0 年度より特別支援コーディネーターを教育相談員に改めるとともに、勤務時間を週 3 日から週 4 . 5 日に変更し、教育相談等の総合的な支援体制の強化を図ることとしております。

また、より高度な専門知識を必要とする業務でありますことから、時間給単価を現行の 1 , 1 1 0 円から 1 , 2 8 0 円に変更することとし、これらに対応するため大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部改正を行うものでございます。

新旧対照表についてご説明申し上げます。表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例になります。

別表第 2 第 2 項を全部改めることとなりますが、表の左側、業務内容欄の上から 5 つ目専門知識を有し、責任者として施設等の運営を行う業務と専門技能を有し、肉体的疲労と危険が伴う業務の間に教員経験が有り、高度な専門知識を必要とする業務を追加し、表の中央、時間給欄に 1 , 2 8 0 円を追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますよう宜しくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 19 議案第 14 号

◇議 長 日程第 19 議案第 14 号 大空町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議案書の 219 ページです。

「議案第 14 号 大空町税条例等の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

議案書の 221 ページから 228 ページまでにつきましては、改正条文を載せてございます。

改正につきましては、配付されています議会参考資料の 15 ページで説明しますので、参考資料の 15 ページをお開き願いたいと思います。議案第 14 号関係 大空町税条例等の一部を改正する条例の概要です。

改正の趣旨につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び消費税率 10% に引き上げ事項が平成 31 年 10 月に変更になったことに伴い、地方税法等の一部を改正する等の法律の一部が施行時期が変更となり、次のとおり大空町税条例の一部を改正します。

一つとしまして、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期間の延長、二つ目、税源の偏在性を是正するための法人住民税の法人税割の税率の引き下げ、三つ目、自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入であります。

項目別に説明いたします。1 個人町民税です。

（1）町民税の申告につきましては、改正する関係条例につきましては、第 36 条の 2 です。

（2）個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除です。

これにつきましては、附則の第7条の3の2であります。

こちらの改正につきましては、地方税法改正に合わせて改正をするものです。

仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称変更規定の整備をするものです。

消費税率の引き上げ時期の変更により、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を2年半延長するものです。

表にありますとおり変更前は、平成21年から平成31年6月30日まででしたが、変更後につきましては、平成21年から平成33年12月31日まで適用になるということです。こちらの施行期日につきましては、平成30年4月1日になっております。

二つ目、法人町民税です。

(3)の法人税割の税率です。こちらの関係条文は第34の4です。地方税法改正に併せて改正するものであります。

消費税率の引き上げに伴い、法人町民税の法人割の税率を変更するものです。法人税割の税率につきましては、変更前は12.1%でしたが、変更後につきましては8.4%へ変更するものです。

なお、税率引き下げに伴う減収につきましては、財政力格差の縮小を図るため、消費税率10%段階において、国において地方法人税を拡充し、地方交付税として町へ交付されるものです。こちらの改正につきましては、施行期日は平成31年10月1日であります。

続きまして16ページをお開き願いたいと思います。

3番目、軽自動車税につきましての変更です。

(4)納税証明事項につきましては、関係条例は18条の3の変更になります。

(5)軽自動車税の納税義務者等の変更につきましては、第80条の改正にあります。

(6)軽自動車のみならず課税につきましては、第81条の変更になります。

(7)日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲につきましては、関係条文は第81条の2を変更いたします。

(8)にあります環境性能割の課税標準につきましては、第81条の3を変更いたします。

(9)環境性能割の税率につきましては、第81条の4です。

(10)環境性能割の賦課徴収の方法につきましては、第81条の5の変更になります。

(11)環境制度割の申告納付につきましては、第81条の6です。

(12)環境性能割に係る不申告等に関する過料であります。

こちらは、第81条の7になります。

(13) 環境性能割の減免です。

こちらは、第81条の8が変更になります。

(14) 種別割の税率、こちらにつきましては第82条の変更になります。

(15) 種別割の賦課期日及び納期につきましては、第83条が変更になります。

(16) 種別割の徴収の方法につきましては、第85条が変更になります。

(17) 種別割に関する申告又は報告につきましては、第87条であります。

(18) 種別割に係る不申告等に関する過料につきましては、第88条です。

(19) 種別割の減免につきましては、第89条です。

(20) 身体障害者等に対する種別割の減免、こちらにつきましては第90条になります。

(21) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等につきましては、第91条です。

(22) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、附則の第15条の2です。

(23) 軽自動車税の環境性能割の減免の特例につきましては、附則第15条の3です。

続きまして、17ページに移ります。

(24) 軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例につきましては、附則の第15条の4になります。

(25) 軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付につきましては、附則第15条の5です。

(26) 軽自動車の環境性能割の税率の特例につきましては、附則の第15条の6になります。

(27) 軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、附則の第16条になります。こちらの改正概要につきましては、16ページの真ん中の段から説明しております。こちらにつきましても、地方税法の改正に合わせて改正をするものです。

消費税率の引き上げに伴い、現在道税である自動車取得税を廃止し、新たに町税として環境性能割を創設するものです。また、現行の軽自動車税につきましては、種別割とするものであります。こちらの四角にありますとおり名称が変更になります。

続きまして、課税客体につきましては、軽自動車のうち三輪以上のものとしております。

納税義務者は、自動車の取得が行われた際に、当該自動車の主たる定置場所の所在において三輪以上の軽自動車の取得者に課するものであります。

環境性能割は、新車及び中古車問わず対象となります。

取得価格を課税標準とし、免税点は50万円としております。

税率は、燃費基準値達成度に応じて決定し、非課税・１％・２％・３％の４段階を基本としております。

なお、営業車の税率につきましては、当分の間、非課税・０．５％・１％・２％の４段階としております。

環境性能割の非課税につきましては、国等が取得する三輪以上の軽自動車または、電気自動車、天然ガス自動車としております。こちらの四角にありますのは、自家用車に関わります例として載せてございます。

環境性能割の賦課徴収については、当分の間、道が賦課徴収を行い、全額が町に支払われます。町から徴収取扱費として、税収の５％を道に交付することになります。

地方税法の改正に伴う引用条文字句の整理も行っております。

こちらにつきましては、平成３１年１０月１日付けで施行といたします。

続きまして１７ページになります。

こちらにつきましては、自動車取得税と環境性能割の税収の流れが変更前、変更後というふうに、こちらの方に変更になっております。

最後になりますが、（２８）で掲載しております軽自動車税に関わります経過措置です。

平成２６年の改正附則の第６条が改正になります。

こちらの内容は、規定の整備でありまして、平成２６年改正条例の経過措置に係る所要の文言の整理をしております。

こちらにつきましては、平成３１年１０月１日を施行月日としております。

資料の１８からページから３６ページまでにつきましては、改正条例の新旧対象表を掲載しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２０ 議案第１５号

◇議 長 日程第２０ 議案第１５号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の２２９ページをお開き願います。

「議案第１５号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成３０年３月８日提出 大空町長 山下英二」

議案書２３１ページにつきましては、改正条文でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料の３７ページを御覧願います。

議案第１５号関係、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

はじめに、改正の理由についてご説明申し上げます。現在、幼稚園・保育園の広域利用につきましては、関係する市町村間で協議のうえ対応することとされています。

本町では、町民の方が町外の施設を利用する場合には大空町広域入所に関する条例に基づき対応しております。一方、町外からの受入れに関しては、町立幼稚園では、条例上子ども・子育て支援新制度に基づいた広域の受入れに関する規定がなく、現状では、町外の方が施設を利用する場合、住所を移していただかなければ利用ができない状況となっております。

また、町立へき地保育所では、条例上は広域での受入れ規定を設けているため、町外の方が施設を利用する場合、管理運営上支障がないと認めたときに入所を許可できることとしております。

その際、相手方の市町村が当該保護者に係る保育料について、へき地保育所条例に規定する保育料の１０割加算額を大空町に支払う規定となっております。

全国的には、子ども・子育て支援新制度に基づき、広域入所の際にはお互いの市町村が協定を結び、その保育の対価として、委託元が受入先に施設型給付費を支払う仕組みとなっており、その施設型給付費の根拠として、国が定める基準額とするのが一般的となっております。

そのため、本町においても、町外からの受入れをよりスムーズに行うため、関係例規の見直しが必要となってきました。

また、近年、里帰り出産で一時的に帰省する方や、勤務先が大空町にある方など、町外居住者からの利用希望が年間数件寄せられている実態も鑑み、広域の受入事務を速やかに進めることや利便性の拡大などを目的として、関係する条例の一部改正を行うものでございます。

次に新旧対照表についてご説明申し上げます。表の右側が改正前の条例、左側が

改正後の条例になります。

第3条に、新たに2項追加いたします。第3条第2項では、前項の規定にかかわらず、大空町の区域外に居住する者の入園にかかる保育料の額は、当該広域入所者の保護者が居住する市町村が定める額とする。としており、これは子ども・子育て支援新制度に基づき、広域利用する他の市町村の子どもの保育料は、居住する市町村が定めることを規定するものであります。

また、同条第3項では、広域入所させた保護者が居住する市町村の長は、1月につき、子ども・子育て支援法第27条第3項、第28条第2項第1号又は同項第3号に定める額を納付しなければならない。」としており、これは、保育を委託する市町村が本町に支払う保育の経費として子ども・子育て支援法に規定する給付費を納付することを規定するものであります。このほか、38ページに掛けまして条項や文言の整理を行っております。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますよう宜しくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午後02時00分)

(再開 午後02時10分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 議案第16号

◇議 長 日程第21 議案第16号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の２３３ページをお開き願います。

「議案第１６号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
このことについて、別紙のとおり提出する。

平成３０年３月８日提出 大空町長 山下英二」

議案書２３５ページは、改正条文でございます。

改正の理由につきましては、議案第１５号でご説明申し上げたとおりでございます。

改正の内容ですが、新旧対照表にてご説明いたしますので、大空町議会定例 会
参考資料の３９ページを御覧願います。

議案第１６号関係、大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表
です。表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例になります。

第７条に、新たに１項追加いたします。第７条第２項として「広域入所を依頼する他の地方公共団体の長は、１月につき法第３０条第２項第４号に定める特例保育に通常要する費用の額を納付しなければならない。としておりますが、これは、保育を委託する市町村が大空町に支払う保育の経費として、子ども・子育て支援法に規定する給付費を納付することを規定するものであります。

また、同条第３項ですが、改正前の第２項を前２項のほか、広域入所に関することは、他の地方公共団体との委託契約による。に改め、第３項とするものであります。

４０ページをお開き願います。改正前の条例別表備考中、８の広域入所に係る保育事務を町長に委託する地方公共団体の長は、本表に１０割を加算した額を納付しなければならないという規定を削除しております。このほか、条項や文言の整理を行っております。

４１ページを御覧願います。附則といたしまして、この条例は、平成３０年４月１日から施行することとし、別表備考８の規定を削除することから、経過措置を規定してございます。

以上、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますよう宜しくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２２ 議案第１７号

◇議 長 日程第２２ 議案第１７号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書２３７ページです。

「議案第１７号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
このことについて、別紙のとおり提出する。

平成３０年３月８日提出 大空町長 山下英二」

２３９ページにつきましては、改正条文となっております。

改正の内容につきまして、定例会参考資料４３ページの概要により説明いたしますので、お願いします。なお、４４ページから４６ページに掛けて新旧対照表を掲載しておりますので、御参照願います。

今回の改正につきましては、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、国民健康保険運営主体が都道府県となったことにより、市町村は、国民健康保険の事務を担うことで、国民健康保険法の一部が改正され、あわせて国民健康保険運営協議会の名称が、国民健康保険事業の運営に関する協議会と改正されたことから、国民健康保険運営協議会の名称を引き続き使用することとして、名称規定を加えるための条例の一部改正をするものでございます。

１ 条例の繰り下げの項目につきましては、関係条文３条から１２条におきまして、名称規定を追加するため、第１１条を第１２条として、第３条から第１０条まで１条ずつ繰り下げます。

２ 国民健康保険運営協議会の委員の定数の項目につきまして、関係条文第２条におきまして、新たに名称規定を追加しますことから、第２条見出し及び条文中、国民健康保険運営協議会を協議会に改め、同条を３条とします。

３ 国民健康保険の事務の項目につきまして、関係条文第１条でございます。市町村は、国民健康保険の事務を担うこととなったため、見出し及び条文中、国民健康保険を国民健康保険の事務に改めるものでございます。

４ 国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称の項目につきまして、国民健康保険運営協議会の名称を引き続き使用することとして、名称規定を新たに第２条として加えるものでございます。

いずれもこの改正の施行期日は、平成３０年４月１日としております。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後

日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 2 3 議案第 1 8 号

◇議 長 日程第 2 3 議案第 1 8 号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 2 4 1 ページをお開きください。

「議案第 1 8 号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

2 4 3 ページは、改正文でございます。改正の内容を定例会参考資料 4 7 ページの概要により説明いたしますので、お開きください。なお、4 9 ・ 5 ページに新旧対照表を掲載しています。

今回の改正は、議案第 1 2 号として提案させていただきました大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの 3 年間の介護保険料の設定と、平成 2 9 年 7 月 1 日に施行された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、介護保険法第 2 0 2 条及び同法第 2 1 4 条が改正され、市町村の質問検査権及び罰則適用の範囲が拡大されたことによるものであります。

条例第 2 条 保険料率の改正について、第 7 期大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定期間に合わせて、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの介護保険料を設定します。

改正前の第 6 期計画期間である平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの 3 年間の介護保険料につきましては、基準となる条例第 2 条第 1 項第 5 号では、月額保険料 4, 9 0 0 円、年額 5 8, 8 0 0 円としていましたが、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの 3 年間の月額保険料を改正前から 3 0 0 円引き上げ 5, 2 0 0 円、年額 6 2, 4 0 0 円とするものです。

同条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、及び第 6 号から第 9 号までの区分においても、介護保険料基準額 5, 2 0 0 円に対する保険料率に応じた引き上げを行うものです。

また、同条第 3 項については、低所得者の保険料軽減強化として、第 1 項第 1 号の第 1 段階に該当する所得の少ない第 1 号被保険者の介護保険料を、平成 3 0 年度

から平成３２年度までの３年間、本来であれば月額保険料２，６００円のところ、
２，３４０円と２６０円減額し、年額２８，０８０円とするものです。

条例第１５条 罰則について、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、介護保険法第２０２条及び第２１４条が改正され、市町村の質問検査権及び質問等に応じない場合の罰則適用の範囲が、これまで被保険者、６５歳以上である第１号被保険者の配偶者若しくは第１号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者まででありましたが、４０歳から６４歳までの第２号被保険者等にまで拡大されたことから、第１号被保険者ではなく被保険者に改めるものです。

４８ページをお開き願います。

附則第１項 施行期日は、平成３０年４月１日から施行することとします。

附則第２項 経過措置として、平成２９年度以前の介護保険料については、改正前の規定を適用することとしているところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２４ 議案第１９号

◇議 長 日程第２４ 議案第１９号 大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書２４５ページをお開きください。

「議案第１９号 大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成３０年３月８日提出 大空町長 山下英二」

議案書２４７ページから２６０ページが条例文でございます。

新設条例ですが、読上げを省略させていただき、条例の概要を説明させていただきます。定例会参考資料５１ページをお開きください。

1 条例制定の背景ですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正され、これまで都道府県の条例で定めることとされていた居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を市町村の条例で定めることとなりました。

条例制定に当たっては、省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に従い定める条例とします。

2 条例制定に関する規定は、介護保険法第81条第1項では介護支援専門員の員数を、第2項では指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を、第3項ではこれらを定めるに当たっては、省令で定める基準に従い定めるものと、基準を参酌して定めることと規定されています。

介護保険法第47条第1項第1号では、基準該当居宅介護支援についても、市町村の定める条例において介護支援専門員の員数及び事業の運営に関する基準を定めることと規定されています。

参考資料52ページをお開き願います。

介護保険法第79条第2項第1号では、指定居宅介護支援事業者の指定に際して、市町村の条例で定める者でないとき、及び必要とされる介護支援専門員の員数が不足している場合には、指定をしてはならないことと規定されています。

3 整備する条例の考え方ですが、本町において国の基準及び北海道がこれまで定めていた基準条例と異なる内容を定める、特別な事情や特性はないため、国及び北海道の基準に従った条例とするものです。

ただし、既に制定している類似条例、議案第3号で改正条例をお認めいただきました「大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」と整合を図り、整備するものです。

4 条例の概要についてですが、52ページから55ページになります。

条例の内容は、省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に従い定めています。

第1章は総則で、第1条から第4条において、条例の趣旨、用語の定義、申請者の要件及び基本方針を規定しています。

第2章は人員に関する基準で、第5条・第6条において、事業所における介護支援専門員数・管理者の設置を規定しています。

第3章は運営に関する基準で、第7条から第32条までにおいて、内容及び手続の説明・同意、提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認、介護認定申請の援助、身分を証する書類の携行、利用料等の受領、証明書の交付、基本取扱方針、具体的取扱方針、法定代理受領サービスに係る報告、サービス計画

等の書類の交付、管理者の責務、運営規定、勤務体制の確保、設備及び備品、従業員の健康管理、秘密の保持、利益収受の禁止、苦情処理、事故発生時の対応、会計の区分、記録の整備などを規定しています。

第4章は、指定居宅サービス事業者として、指定を受けるための基準の一部を満たしていないものの、町の判断で介護保険適用サービスと認める場合には、基準該当居宅介護支援の事業として、第4条の基本方針、第2章の人員に関する基準、第3章の運営に関する基準を準用することを規定しています。

5 施行期日は、平成30年4月1日と規定しています。

説明しましたとおり、本町の実情において、国の基準及び北海道が条例で定めている基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため、国及び北海道の基準どおりとして、条例を制定することが妥当と判断するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議下さいますようお願い致します。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第25 議案第20号

◇議 長 日程第25 議案第20号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書261ページです。

「議案第20号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
このことについて、別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

263ページ、改正条文です。

説明は、定例会参考資料にて行わせていただきます。参考資料は、57、58ページとなり、今回の改正は、従前都市公園法施行令により一律に定められていた都市公園に設ける、運動施設の割合、運動施設率を地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、地方公共団体の条例で定めることとなったため、大空町都市公園条例についても改正しようとするもので、参考資料は、大空町都市公園条例の一

部を改正する条例新旧対照表ですが、進んでいただいて５８ページ、第６条の４公園施設の敷地面積の制限として、第８条第１項の規定により定める１の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、１００分の５０とするを追加するもので、また、附則として、この条例は平成３０年４月１日１日から施行するとするものです。

以上、提案内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２６ 議案第２１号

◇議 長 日程第２６ 議案第２１号 平成３０年度大空町一般会計予算から日程第３３ 議案第２８号 平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで８件を一括議題とします。

山下町長から、大空町議会定例会に当たっての予算提案説明の申し出がありますのでこれを許します。

山下町長。

◇町 長 平成３０年第１回大空町議会定例会に当たり、予算の概要をお示しし、町議会議員並びに町民の皆様に御理解を賜りたいと存じます。

本年は町長の改選期でありますので、通常予算とは異なり、骨格予算を念頭に編成に当たったところであります。

国内の経済は緩やかに回復しており、堅調な雇用や所得情勢を背景に消費も緩やかな回復状況となっています。

しかしながら、私たちの地域生活の中においては、なかなか実感できない現状にあります。

国の３０年度予算は、経済の再生と財政健全化を基本に、新たな看板政策であります幼児教育の段階的な無償化や保育の受け皿整備など、人への投資を拡充する人づくり革命、企業による設備投資や人材への力強い投資による生産性革命に重点配分するなど、６年連続で過去最大となる予算が現在、審議されているところです。

一方で、３０年度の地方財政計画では、地方税収の伸びなどを踏まえ、町の歳入の多くを占める地方交付税は、６年連続で減少しており、厳しい財政運営になるも

のと予想しています。

骨格予算を念頭に置きながらも、継続事業や事業の効率性、効果を踏まえ、町民の生活に影響が出ないよう早期に事業を実施する必要があるものなどについては、当初予算として提案させていただいております。何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

予算編成の結果、平成30年度の各会計の予算は、一般会計 74億3,765万1,000円、国民健康保険事業特別会計 11億8,844万7,000円、後期高齢者医療特別会計 1億1,303万円、介護保険事業勘定特別会計 7億7,570万6,000円、介護サービス事業勘定特別会計 528万5,000円、簡易水道事業特別会計 3億389万4,000円、下水道事業特別会計 3億5,898万6,000円、個別排水処理事業特別会計 3,188万1,000円、合計 102億1,488万円となりました。

なお、提案いたしております予算の細部につきましては、担当者から説明させていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の265ページをお開き願います。

あわせて、別冊で配付しております平成30年度大空町各会計予算書を御用意願います。

「議案第21号 平成30年度大空町一般会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

平成30年度大空町各会計予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度大空町一般会計予算

平成30年度の大空町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74億3,765万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

2ページから6ページに掲載しています歳入歳出予算です。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

7ページに掲載しています2件810万9,000円の債務負担行為を設定するものです。

（地方債の補正）第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

8ページ・9ページに掲載しています20件、6億730万円の地方債です。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8億円と定める。

一時的な資金不足を補うため、一時借入金の限度を地方債と国の補助金を目安に設定するものです。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二。

次に議案書の267ページをお開き願います。

「議案第22号 平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の235ページをお開き願います。

平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度の大空町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,844万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

236ページから238ページに掲載しています歳入歳出予算です。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二。

次に議案書の269ページをお開き願います。

「議案第23号 平成30年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の261ページをお開き願います。

平成30年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,303万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳

出予算による。

262ページ・263ページに掲載しています歳入歳出予算です。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二。

次に議案書の271ページをお開き願います。

「議案第24号 平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の273ページをお開き願います。

平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

平成30年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,570万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

274ページ・275ページに掲載しています歳入歳出予算です。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二。

続きまして、議案書の273ページをお開き願います。

「議案第25号 平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の297ページをお開き願います。

平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算平成30年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ528万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

298ページ・299ページに掲載しています歳入歳出予算です。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二。

次に議案書の275ページをお開き願います。

「議案第26号 平成30年度大空町簡易水道事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の311ページをお開き願います。

平成30年度大空町簡易水道事業特別会計予算

平成30年度の大空町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億389万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

312ページ・313ページに掲載しています歳入歳出予算です。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

314ページに掲載しています3件、6,840万円の地方債です。

（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、7,000万円と定める。地方債の額を目安に設定するものです。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二。

次に議案書の277ページをお開き願います。

「議案第27号 平成30年度大空町下水道事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成30年3月8日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の331ページをお開き願います。平成30年度大空町下水道事業特別会計予算平成30年度の大空町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,898万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

332ページ・333ページに掲載しています歳入歳出予算です。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

334ページに掲載しています2件、5,800万円の地方債です。

（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8,100万円と定める。地方債と国の補助金額を目安

に設定するものです。

平成３０年３月８日提出 大空町長 山下英二。

次に議案書の２７９ページをお開き願います。

「議案第２８号 平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成３０年３月８日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の３５３ページをお開き願います。

平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

平成３０年度の大空町個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，１８８万１，０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表 歳入歳出予算による。

３５４ページ・３５５ページに掲載の歳入歳出予算です。

平成３０年３月８日提出 大空町長 山下英二。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く１０人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって本案については議長除く１０人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午後０２時５０分）

（再開 午後０２時５２分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につい

ては、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に議員控室において予算審査特別委員会を開催し、委員長との互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後02時53分)

(再開 午後03時09分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。先ほど、予算審査特別委員会に付託しました議案第21号から議案第28号までの8件については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第28号までの8件については、3月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。

◇議 長 ここで諸般の報告をいたします。

休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に深川昇議員、副委員長に沢出好雄議員が互選された旨の報告がありました。

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後03時10分)

平成 3 0 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成 3 0 年 3 月 8 日
- ・ 開 会 平成 3 0 年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 平成 3 0 年 3 月 1 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	欠	員		
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課長
会計管理者		産業課参事
総務課長		建設課長
総務課参事		建設課参事
住民課長		地域振興課長
福祉課長		住民福祉課長
福祉課参事		総務課主査

教育長	
生涯学習課長	生涯学習課参事

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
-----------	-------------

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成30年第1回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成30年3月9日（金） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

（諸般の報告）

日程第2 一 般 質 問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	福田淳一
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	藤田勉	建設課長	佐薙幸史
総務課参事	林敏美	建設課参事	高島清和
住民課長	山本勝栄	地域振興課長	伊藤裕幸
福祉課長	南部猛	住民福祉課長	星加政志
福祉課参事	松川一正	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

5. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉
------	-----

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主査	石川大樹
------	------	-------	------

以上のとおり報告する。

平成30年 3月 9日

大空町議会議長 近藤 哲 雄

(開議 午前10時00分)

◎開議宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成30年第1回大空町議会定例会2日目の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、7番 齋藤宏司議員、及び8番 松岡克美議員を指名します。

この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、11名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

1番 上地史隆議員。

◇上地議員 皆様おはようございます。

2日に掛けての低気圧による暴風雪により、道内の交通路線などにも大きな支障が起きました。1人の方が亡くられるなど大きな被害をもたらしました。御遺族の方には心よりお見舞い申し上げたいと思います。

また、今日も暴風警報が出ており、被害が出ないかと心配をしております。

ですが確実に春の足跡が近づいております。町内にも少しずつ暖かい日差しが差すようになり、新たに進学や就職のために町を離れる方もおられると思います。

民間の会社や役所でも、今月で仕事を務め上げ退職される方もいらっしゃると思います。これまで大変な御苦勞があったと思います。そのことに対して心より敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従い任期最後の一般質問に移らせていただきたいと思います。

それではまず一つ目の質問ですが、認定こども園の整備について質問させていただきます。

近年、全国的に少子高齢化が進み、子どもの数が年々減少していく中、核家族化の進行や女性の社会進出による就労機会の増加に伴い、小学校就学前の子どもの居場所として保育所の利用希望が増加し、入所幼児の低年齢化が進んでいます。

こうした状況の中、国は、子ども子育てをめぐる様々な問題を解決するため、平成24年8月に子ども子育て支援法を初めとした関連3法を制定し、平成25年12月に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律を交付して、子ども子育て支援制度を着実に実施して行くことにしたところです。

子ども子育て支援制度は、高齢者の方に偏っていた社会保障費を全世帯に対応させることで、どの家庭に生まれる子どもにも平等に教育や保育を受ける機会が保障されるよう、確実な財政支援のもと、認定こども園の移行が促進されています。

町内においても、社会情勢や町民のニーズが変化していく中で、少子化は着実に進んでおり、早急に新しい制度の移行について検討しなければならない状況が生じています。

また、町内の幼稚園は、女満別幼稚園が竣工年昭和48年、東藻琴幼稚園が昭和50年、東藻琴保育園が昭和53年と約40年以上が経過しており、老朽化や耐震面でも心配する声が上がっています。

子どもたちの安全を確保するために、保護者や町民からも施設整備に対する早期の要望が上がっていました。

今年度の予算に委託設計料が上がっていましたが、どこに施設を整備するのか、教育長よりお聞かせいただきたいと思います。

続けて二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、大空町国民健康保険保健事業実施計画、第3期特定健康診査等実施計画についてです。

まず、保健事業実施計画についてですが、近年、特定健康診査及び後期高齢者に対する健康診査の実施や診療報酬明細書等の電子化の進展、国保データベースシステム等の整備により市町村国民健康保険、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合の三者が健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略において、全ての健康保険組合に対しレセプト等のデータ分析、それに基づく被保険者の健康保持増進のための事業計画の作成、公表、事業実施、評価等を求めるとともに、市町村国保が同様な取り組みを行うことを推進するとされ、保険者等はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされました。

こうした背景を踏まえ、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一

部を改正するなどにより、保険者等は、健康医療情報を活用し、P D C Aサイクルに沿った効果的、かつ効率的な保健事業の実施を図るための健康事業実施計画を策定した上で、保健事業の実施評価、改善等を行うものとされました。

この計画にある国民健康保険制度改革の中で、公費による財政支援の拡充を行う一環として被保険者の重症化予防、健康づくりを進め、医療費の適正化を図るための新たなインセンティブ制度となる保険者努力支援制度が平成30年度に創設されることになりました。

平成28年度から前倒して実施されていますが、大空町の実績はどうか。

2点目は、第3期特定健康診査等実施計画について、医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条において、特定健康診査等実施計画を定めるものと規定されています。

この計画の中にもありますが、町内の特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の現状はどうか、併せて2点について町長よりお聞きしたいと思います。

以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 上地議員からの認定こども園に係る一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

最初に、町内の幼稚園の施設の状況についてでございますが、女満別幼稚園は、昭和48年に、東藻琴幼稚園は、昭和50年にそれぞれ建築された施設であり、両施設ともに建築から既に40年以上経過し老朽化が進んでいる状況でございます。

教育委員会では、これまで教育施設の整備に当たっては、所管する学校教育及び社会教育施設全体の状況を踏まえた上で優先順位を定め、計画的に必要な修繕、改修を行い、安全性の確保や施設維持に取り組んできておりますが、近年、保護者や町民の皆様からは、幼稚園、保育園施設に対する更新の要望が強く寄せられているところでございます。

国においては、平成27年度に子ども子育て支援新制度を創設し、質の高い幼児教育や保育の総合的な提供、保育の量的な拡大のほか、地域における子ども子育て支援の充実を目指すこととしております。

加えまして、子ども子育て支援新制度では、その目的の推進を一層図るため、新たな認定こども園の仕組みが取り入れられております。

また、大空町では、平成27年度末に策定いたしました第2次大空町総合計画の幼児教育や保育の分野において、良質かつ適切な教育及び保育の提供を行うため、施設面、運営面の整備充実を図ることを明記するとともに、平成27年10月に策定いたしました大空町総合戦略においても、子ども子育て支援対策として、幼児保

育施設の計画的な整備について定めたところでございます。

これらを踏まえまして本年度は、幼稚園施設の計画的整備に向けて、認定こども園化を検討するため、大空町認定こども園基本構想を策定することといたしました。

大空町認定こども園基本構想の策定に当たっては、町内の幼稚園や保育園の現状と課題を整理するとともに、就学前の幼児を持つ保護者の方を対象に行ったアンケート結果をもとに、そのニーズや子育て支援のあり方を踏まえながら、基本構想に反映させることにしております。

また基本構想の検討項目としては、1、幼保一元化による認定こども園の整備、2、設置運営主体、3、建設予定地の選定の3項目を中心に検討を進めてまいりました。

具体的な議論を進めるに当たっては、子ども子育て支援新制度のスタート時に庁内に設置をいたしました大空町子ども子育て会議において御協議をいただくとともに、町関係各課の担当職員によるプロジェクトチームを設置し、多様な観点から課題の整理と検討を行ってきたところでございます。

その結果、一つ目の検討項目であります認定こども園化については、教育及び保育を一体的に行う機能と、保護者の相談や親子の集いの場を提供する子育て支援機能を備えることにより、子どもに良質な育成環境を保障するため幼保連携型認定こども園の整備を行うという方向を出したところであります。

また、二つ目の検討項目である設置運営主体については、運営面における柔軟性やサービス向上への期待と財政面での優位性、保育教諭への処遇改善策といった国の動きなど総合的に勘案し、民設民営による認定こども園として大空町と連携しながら良質な育成環境を整えるとしたところでございます。

三つ目の検討項目であります建設予定地につきましては、町有地などから候補地を選び敷地面積や周辺環境、保護者の送迎の利便性などの立地条件や認定こども園の果たす役割など、幅広い見地から選定作業を進め、女満別地区においては、めちやいど館横、東藻琴地区はB & G海洋センター前を建設予定地として選定し、基本構想案をまとめたところでございます。

本基本構想案については、現在、広く町民の皆様から御意見をいただくため、2月15日から3月14日までの間、パブリックコメントを実施させていただいております。今後、その結果を踏まえまして、大空町認定こども園基本構想を正式に、決定、公表することとしております。

また来年度平成30年度には、基本構想に基づき両地区の認定こども園施設整備のための基本設計を行うこととしており、運営面の検討や準備も並行して進めながら早期に認定こども園の開設を目指してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、上地議員への御答弁とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私からは、国民健康保険保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画、また、特定健康診査等実施計画について御答弁を申し上げたいと存じます。

平成27年、法改正によりまして、健康づくりと医療費の適正化、さらには医療保険財政の健全化を図るための新たな得点報酬制度となる保険者努力支援制度が平成30年に創設されることになり、一部28年度から前倒しをして実施されております。

大空町の評価は、平成28年度は総得点345点中213点、これによる北海道特別調整交付金額は、139万7,000円でした。

29年度は新たな指標を加え、総得点580点中、382点となりました。全国集計がされていないことから、交付金額は、決定されておられません。

平成30年度は本格実施となることを踏まえ、さらに加点再配分を行い、総得点850点として評価することとなっております。ちなみに、予算編成の関係がありますことから、平成29年度評価をもとに概算額が算定されております。平成30年度の交付金額は、526万円で計上させていただいているところでございます。

次に、特定健康診査、特定保健指導のことについて申し上げます。

平成20年度から医療保険者の役割として40歳から74歳までの加入者を対象に生活習慣病予防のための特定健康診査の受診、また、健康の保持に努める動機付け支援や特定保健指導を実施することが義務付けられました。

本町におきましても、国民健康保険の加入者に対して実施をいたしているところでございます。特定健康診査受診率、特定保健指導実施率についてでございます。

28年度確定数値で申し上げます。特定健康診査受診率は44.6%、特定保健指導実施率が35.1%となっております。

開始初年度の平成20年度と比較いたしますと、特定健康診査受診率が32.7%から44.6%で11.9ポイントの増、特定保健指導の実施率が15.4%から35.2%で19.8ポイントの増となりました。

しかしながら、国の計画目標であります60%には達していないという状況でございます。

以上、状況について御答弁とさせていただきます。

1番 上地議員。

◇上地議員 認定こども園について再質問させていただきたいと思います。

説明の方は、適切に教育長よりいただけたと思います。

その中で、基本構想を策定するに当たり、アンケートを行ったということをお聞

きました。確かアンケートの対象は、小学校就学前の子どもがいる保護者世帯、228世帯に対して行い、119世帯の回答を得たと報告を受けました。

その中でも早期の整備に関する要望も高く、広くあったということもお聞きしました。

その中で、アンケートの項目で気になる点がありましたので、それについて再度お伺いしたいと思います。

まず気になった点についてであります。新たなサービスについての項目がありました。その項目についてですが、給食化を望む声であったと思います。

確か最も高く87.4%だったと思います。もう一つが新たな支援について、の項目でありました。その支援は何を望むかと言いますと緊急時に一時的に預かっていただける場所を提供していただきたい、サービスを提供していただきたいということでした。それは54.2%と1番高くありました。

その保護者の切実な思いに対して、これは今後、まだ準備段階ではありませんけど、保護者の1人として強く反映されるのか、その点について再度お聞きかせください。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 お答えを申し上げたいと思います。

今回、大空町の認定こども園の基本構想の策定に当たりましては、今、議員がおっしゃいましたように、保護者、就学前のお子様がいる保護者を対象としてアンケート調査を実施してございます。

対象世帯が228世帯、そのうち子どもさんは、320名程おられるという世帯になりますが、回収については119世帯ということで、回収率52.2%でございました。

アンケートの大よその傾向と言いますか、最初に申し上げますと、特に大空町の子育て世帯の特徴としては、全国平均よりも1世帯当たりの子どもの数が多い、また、母親の就労率の高さや、今後の就労希望の状況から、潜在的な保育のニーズの高さというものが伺える結果となっています。

また認定こども園ができれば、是非利用したいと回答した保護者が全体の8割近くおられることや、早く利用したいといった御意見などもありまして、認定こども園に対する期待の高さというものも伺えたところでございます。

一方、幼児教育、保育や子育て支援に対して期待するサービスとしては、預かり時間の前後の延長であったり、今、議員がおっしゃったような一時預かり、さらには、病児保育や支援を必要とする子どもに対する教育保育の充実、さらには給食の提供など、様々なニーズを把握することができてございます。

この度の基本構想案の中では、設置運営主体を民設民営としていることから、それらサービスの提供に当たっては、町のこれまでの幼児教育、あるいは保育に対する基本方針や取り組み状況を踏まえながら、今以上のサービスの充実が図られるよう、町と新たな運営主体とで、経営上のことも含めまして、総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

特に希望の多かった給食サービス、また一時預かりにつきましては、特に給食については、認定こども園については、給食サービスの提供というのが必須となっておりますので、それらについては運営主体に係わらず、実施ができるものと思っております。

また一時保育についても、体制の問題と大きく関わりがありますので、それらにつきましても総合的な中で、実施に向けて努力をするということで考えていけたらなど、そのように現時点では考えているところでございます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 適切にお答えいただいたと思います。

今後とも是非保護者の方の声を生かして今後進めていただきたいなと思います。

今後どのようなスケジュールで進めていくのか、最後、お聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 今後とも具体的な準備に入ってまいりましてからは、十分と保護者の方、住民の皆様から、様々な機会を捉えて御意見を伺いながら計画に反映してまいりたいと、そのように思っております。

また、今後のスケジュールについてでございますけれども、平成30年度においては、女満別、東藻琴両地区における認定こども園施設整備に係る基本設計を予定しておりますのと、併せまして運営主体の選定といったものも行っていくこととしております。

その後の平成31年度以降については、現在想定しているスケジュールということになりますが、両地区ともに平成31年度に実施設計及び建設工事に着手いたしまして、女満別地区については、平成32年度中の開園、また東藻琴地区については、平成33年度の開園を目指したいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇**上地議員** 認定こども園の質問については、これで終了したいと思いますが、まだ設計段階ではありますが、お願いとして、地域材利用促進事業や認証事業も行っているので、是非地元の木材を使っていただきたいと思います。

あともう一つ、今後、準備が進めていく中で、議会とも協議しながら進めていただくようお願い申し上げたいと思います。

続いて、保険者努力支援制度について質問したいと思います。

保険者努力支援制度については、実績を適切にお答えいただいたと思います。

平成２８年度の方をお聞きしたんですが、平成２８年度実績で気になる点がありましたので、そちらについてお聞きしたいと思います。

まず、配点のゼロっていうところがありまして、そこについてお聞きしたいと思います。

まず、どこが気になったとかといいますと、メタボリックシンドロームの減少率、予備軍の減少についてという項目と、もう一つが個人的インセンティブの提供という項目と、あと最後が重複患者への対応という項目がありました。

この点について配点ゼロというふうになっていたので計画の中で、そのように出たもので、それについて今後どのように取り組んでいるのか、またどうしてこのような結果になったのか、ありましたらお答えいただきたいと思います。

◇**議 長** 教育長

◇**教 育 長** 今後の施設整備における地元の地元材の活用についてのお話もございました。

それらにつきましても、今後の基本構想の中で検討もしてまいりたいと思っております。

管内には、公立の認定こども園、滝上町と訓子府町などにもあつて、また、民設では、津別町なども先行して認定こども園を整備されております。

担当者の方も視察等させていただきながら、参考とさせていただいているところがございますけれども、特に訓子府町は、そういう木材を活用されているという部分で参考とさせていただいているところでございまして、今後の基本設計の中で、それらも含めた検討を今後、進めてまいりたいと思っております。

また、住民の皆さん初め議会の皆様の御意見もいただきながら、より良いものにしていきたいと、そのように心がけてまいりたいと思っております。

人口減少社会の中、子育て支援対策は、喫緊の課題でありまして、町の総合戦略におきましても重要な柱の一つとなっております。

住民の皆さんが待ち望む認定こども園を早期に計画的に整備し、安心して子育て

ができる環境の充実に一層努めてまいりますので、今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 町長。

◇町 長 保険者努力支援評価の結果について、28年度配点がされていないところがあるということでした。

私どもで確認をさせていただきましたけれども、評価点数が0点となっている項目が5項目ございます。

一つが議員がおっしゃられましたメタボリックシンドローム、該当者、予備軍、この減少率でございます。

実際には、平成26年度の実績が25年度と比較して0.01%の減少で止まっておりました。実際の評価指標は、3%以上なければ配点されないということでありまして、今回0.01%でありましたので、評価点をいただけなかったということが1点ございます。

このほかにも幾つかありますので、御紹介をしたいと思います。

個人への動機付けについては、ポイントが加算されておりませんでしたけれども、平成24年度から私どもの町では、そらっきーポイントの付与を行っておりました。

しかし効果検証というのでしょうか。実際にそのポイントを付与した中で、どのように効果が上がったかというところの検証が十分ではないということで、評価をいただけなかったとなっております。

次に、同じ月に三つ以上の医療機関から同一の薬剤投与を受けている方の重複投与者の抽出を行って、何らかのアプローチをするなどの取り組みということがありますが、これが十分できていなかったということでございます。

四つ目は、平成25年度から後発医薬品の差額通知を行っております。

このことも評価のポイントになるのですが、実際にその通知をした後に、どのような切り換えが行われたかというところ、これもは検証が十分報告できなかったということで、ここも配点がゼロでございました。

その他は、データヘルス計画を策定しているということが項目にありますけれども、これがその時点では、策定されていないということで、この評価点が0点となっているということでございます。

平成29年度の評価でございますけれども、このメタボリックシンドロームの該当者予備軍の減少項目、これはなかなか達成が難しい状況でありますけれども、その他の項目については、いずれも改善をいたしまして、評価指標条件をクリアしているものと、その中で評価得点を得ているところでございます。

保険者努力支援制度は、初めての仕組みでございまして、平成30年度正規のス

タート年度におきましては、糖尿病等の重症化の予防の取り組みでありますとか、さらには保険税の収納向上に関する取り組みの実施状況、これらを高く評価すると言われております。

毎年の実績や実施状況を見ながら、進化発展させる仕組みということかと思われ
ます。

健康の増進、医療費の適正化、さらには医療保険財政の健全化に取り組むことで、北海道からの交付金の額が傾斜配分される仕組みとなっております。今後、評価指標や項目の変更も考えられているところでございます。

特定健康診査の受診率の向上でありますとか、疾病等の重症化予防、医療費の適正化、そして健全な事業運営等に取り組むということは、もちろんでありますけれども、こういった内容について、町民の皆様にも情報周知を行いながら、この制度に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 是非これに当たっては住民の方にも周知を強化していただくのと、検証しながら今後、目標が少しでも達成できるよう、大変だと思いますが継続して行っていただきたいと思います。

保険者努力支援制度については、これで質問を終了いたしますが、同じく保険者努力支援制度の一つの項目でもあります特定検診受診率、特定保健指導実施率でありましたが、これはさっき言われたように目標値60%ということでしたが、実際これを達成するに当たって、前回の計画でも目標値が60%だったと思うんです。

実際それに対して開きが大きく、15%くらい開いていると、28年度実績で45.2%というのも聞きましたけど、これは達成できるのか、また、計画だからし
ようがないのもあるかもしれませんが、今後新たにどのように取り組むのか、また前回の計画をきちっと検証して、それに対して行っているのか、最後を聞かせたい
だと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回、データヘルス計画、そして特定健康診査等実施計画を策定している
ところでございます。

この計画につきましては、平成30年度から35年度までの6年間の計画として
ございます。

計画における受診率、また実施率の目標数値については、30年度から段階的に
向上させて、35年度に60%、国が定める目標に到達できるように設定をしてい

るところでございます。

特定健診の審査、20年度から28年度までの9年間で11.9%上昇させましたけれども、今後のことを考えますと、それしか上昇していないという言い方もできるわけでございます。60%までに向上させるということは、大変厳しい状況であることは重々承知をしてございます。

これまで5歳刻みごとの節目の年齢の方に対して、検診料の無料化でありますとか、電話による受診勧奨、また、商工会や農業協同組合との連携による検診の働き掛け、さらには美幌医師会や北見医師会と連携をした見なし健診の実施でありますとか、町内の医師の方の御協力をいただいた健康講座の開催などを行ってきております。これらについてはもちろん引き続き実施をしまいたいと考えているところでもあります。

本町の特徴といたしまして、国民健康保険の加入者の方々は、網走厚生病院に通院治療されている方が多数おられます。これらの方の健診データの情報の提供をいただき、網走厚生病院としての見なし検診の受診率を高められるように、病院側と協議をしまいたいと、そのように考えているところでございます。

町民への周知、特定健診の受診率を特定保健指導の目標が達成できるように広報やホームページ、生活安心ガイドブック、ふれあいトーク等で御案内をさせていただいておりますけれども、単に一般的に広く町民に一律に周知するというだけでなく、こういった職業の方が、もしくは地域の方が、さらには、年代や性別の方が受診が十分でないのか、そういったことを分析した中での受診勧奨も必要ではないかと、また、現在は、協会健保などに加入している方々、将来は、国民健康保険の加入者になるということが想定されております。そのように考えますと、今、協会健保などに加入されている方々についても、しっかりと人間ドック等の受診をしていただく、そういう習慣をつけておいていただくということも大切ではないか、現在の保険事業者の方々でありますとか、さらには企業の方々の協力もいただく、そのところから努力をしていかなければならないのではないかと、的を絞った取り組みにも努力をしまいたいと、そのように考えているところでございます。

◇議長 1番 上地議員。

◇上地議員 町長の言われたように周知だけでは難しいこともあり、的を絞って、これから分析して受診率向上を目指していくということだったので、今後も続けていただければと思います。

質問については、これで全部終了いたしますが、最後の一般質問に当たり、深く感謝を述べたいと、議会の皆様、そして行政の皆様、そして町民の皆様に関して、最後に一般質問をできたことを大変感謝し終了したいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今まで保険者の努力制度でありますとか、人間ドック等の受診率の向上、特定保健指導の受診率の向上ということで、御答弁を申し上げてまいりました。

検診率の受診指導の実施率、目標は60%、それを達成すること、また、保険者として努力していくこと、そのことが交付金を多くいただけるというメリットはもちろんございますけれども、一番大切なことは、町民の皆様がそういった健診を受診することで、自分の健康状態を把握され、生活習慣病対策を行って、いつまでも健康で、この町に住み続けてくださることだと思ってございます。

そのために今回、データヘルス計画、特定健康診査等実施計画を作ったわけでございますので、これをしっかりと確実に推進するように努めてまいりたいと思います。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前10時50分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 一般質問を続けます。

次に6番 松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 平成30年第1回大空町議会定例会において、一般質問通告書にしたがって一般質問を行いたいと思います。

私は、先の12月定例会において、大空町の新しい高校づくりについて質問させていただきました。

教育長より七つの方針と新ビジョンの考え方と、併せて今後の取り組みについてお伺いしました。

また、町長よりこれまでのふれあいトークでも意見や教育委員会の方針内容を踏まえ、新しい高校づくりについての考え方について、答弁をいただいたところです。

また、その後、教育環境は、目覚ましく変わっております。今年に入って、網走管内公立高校入試出願状況は、女満別高校は、定員40名に対して19名、東藻琴高校においては、定員40名に対して14名となっております。

近年の状況を見ると、平成27年は、女満別高校13名、東藻琴高校23名、平成28年におきましては、女満別高校28名、東藻琴高校22名、平成29年女満

別高校においては15名、東藻琴高校については14名と定員割れと生徒減少傾向にあります。

またこの間、文科省は、本年2月20日、若者の地域定着や雇用創出に向けた自治体や経済界と連帯を進める地方私立大学の助成事業の取り組みの方針を決めました。

それを受けて総務省も、こうした私立大学との地域振興に取り組む自治体への特別交付税措置を導入するとの政策が打ち出されました。また、知識から思考力重視へ文部科学省が本年2月に公表した高校の学習指導要領の改訂案は、実社会で生きる力をそなえるため、学習の姿を大きく転換させるとして、高校新指導要領案が発表されました。

今、国では、高校大学、大学と大きな教育改革がなされようとしています。

このような状況を考えたとき、新しい高校づくりは、急務ではないかと考えるところでもあります。

町長は、12月の定例会の答弁の中で、私の役割は、様々な立場の考えやより多くの町民からの意見を聞き、町の将来を見据えて、大空町にとってより良い選択ができるよう最終的に責任を持って判断することだと思っていますと、併せて、12月の総合教育会議で教育委員長より新しい高校づくりに対する支援についてお願いを受けました。

今後も出前説明会や関係者との懇談など、町民の皆様に丁寧に説明していくと聞いており、それらを踏まえ大空町や子ども達にとって最良の選択肢を示したいと考えます。

また、具体的な日程を細かく考え、公表するところまでには至っておりませんが、町政懇談会が一区切りつく1月末か2月の初め位まで、その中での意見をしっかり受け止めながら判断したいと、答弁されております。

そこで再度、今回、新しい高校づくりに向けた行政としての判断について伺います。

項目1点目、12月定例会後、今日に至るまで教育委員会として、どのように協議及び整理されたのかを伺いたいと思います。

項目2点目、12月定例会において、ふれあいトークの中での意見を踏まえ、時期を見て判断をすると町長からの答弁をいただきましたが、再度、町長の考え方を伺いたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 松田議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

さきの１２月定例町議会におきまして、松田議員からの一般質問に対し、教育委員会としての新しい高校づくりに対する考え方を御答弁をさせていただきました。

１２月の答弁内容でございますが、これまでの町民の皆様や保護者の皆様の多くの御意見を踏まえ、町内に２校ある高校の発展的統合を目的とする七つの方針及び新しい公共高校ビジョンに基づき、新しい高校づくりの準備作業に入っていくことが急務であると述べるとともに、引き続き町広報やホームページでの新しい高校ビジョンの周知や出前説明会なども開催しながら、一層町民の皆様に新しい高校づくりの内容について、御理解いただけるよう努力してまいりたいと御答弁申し上げたところでございます。

今年１月に入りましてから、大空町商工会青年部の皆様から要請を受けまして、出前説明会を開催させていただいております。

青年部の皆様からは、保護者の視点、あるいは企業人としての観点から様々な御意見を賜りました。

特に、将来に向けての農業及び商工業の後継者育成や人材確保の重要性に鑑み、地域の活性化に貢献するための人材育成を掲げた新しい高校ビジョンの内容については、一定の評価をいただいたところでございます。

新しい高校づくりに関する住民周知につきましては、これまでの検討経過や新しい高校ビジョンの内容について、町広報やホームページを活用し、周知に努めてまいりました。

また、これまで話し合いを継続しております東藻琴高校を存続させる会とは、１月に２回ほど協議を行わせていただいておりますが、そのうち１回は、総会の場に出席をさせていただき、教育委員会が児童・生徒保護者に対して実施いたしましたアンケート調査の結果や新しい高校ビジョンの内容について説明をさせていただいております。

新しい高校ビジョンの中でお示しした東京農大との連携や公設塾の開設については、特に関心を持って説明を聞いていただけたのではないかと、そのように思っております。

また、日頃から東藻琴高校の教育活動支援をしてくださる方も会の中におられますことから、今後、教育委員会として進めようとしております高校魅力化プロジェクトへの参画を呼び掛け、新しい高校づくりに御協力いただけるようお願いもさせていただいております。

２月に入りましてからは、道南の北海道奥尻高校への担当職員による視察を実施してございます。

奥尻高校は、２年前となる平成２８年４月に道立から町立へ移管した高校でありまして、このたび、奥尻町教育委員会及び奥尻高校の協力のもと、視察の機会を得ることができましたことから、移管業務の内容や高校の魅力づくりなどについて学

んできたところでございます。

奥尻町教育委員会からは、北海道教育委員会と連携して取り組んだ移管事務の内容や開校までのスケジュールについて御助言をいただくとともに、奥尻高校の学校長さんからは、高校のカリキュラム改革や地域との関わりなど、高校の魅力化によって入学者数が増加したプロセスなどについても御教示をいただいたところでございます。

そのような先進地への視察を行うなど、大空町教育委員会として新しい高校づくりを一刻も早く前へ進めるべく精力的に準備を行ってまいりました。

また今月中には、最終的な検討経過や今後のスケジュールの説明を目的とした町民報告会を開催したいと考えてもでございます。

今後も平成33年の新しい高校の開校を目指し、町民の皆様に御理解いただけるよう、また多くの方々に御協力いただけるよう最大の努力を傾注してまいりたいと考えているところでございます。

以上、松田議員への御答弁とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私からも御答弁を申し上げたいと存じます。

昨年12月から2月に掛けまして、町政懇談会を実施してまいりました。町内24カ所で実施をし、491名の町民の皆様に参加をいただいたところであります。

高校づくりにつきましても御意見をちょうだいいたしました。その中の項目について少し御紹介をしたいと思います。

まず、開設目標はいつとしているのか。また、そのためには、いつまでに判断をするべきなのか。

総合学科、農業系列は、美幌農業高校がある中で、入学者が確保できるのだろうか。また、総合学科、農業系列ではなく、農業科でよいのではないか。また、公設塾、さらには高校での授業などについては、英語教育も充実してほしい。

生徒の通学、移動の手段はどのように考えているのか。

校舎の活用の中にあっては、地域の方々も学ぶ、そういう使い方があってもよいのではないか。また、部活はそれぞれ地域別に練習するのか。

そしてどちらかを残すということであれば、両校ともなくして町外通学などに力を注いでもよいのではないか。

女満別中学校が古いので、女満別高等学校の活用を考えてはどうか。また、中心的に校舎の活用は、女満別では駄目なんだろうか。

東京農業大学との連携ということは、実に良いアイデアである。例えば附属高校ということではできないのか。

公設塾は、是非とも開設して欲しい、さらに新しい高校の開校よりも早くは取り組むべきではないか。

東藻琴高校存続の会の皆さん方は、このようなプランであっても、まだ反対をされているだろうか。

いつまでも議論ばかりでは、全く前に進まない。子どもたちのことを第1に考えて、これら素晴らしいプランを早期に決断すべきだなどの質問や意見がございました。

昨年、質問の多かった4系列の総合学科に関するものや、また、二つの校舎の活用につきましては、教育委員会の再検証により、系列を絞り込み、踏み込んだ校舎の活用方法を示したことで、余り質問はございませんでした。

昨年の説明会時にあった不安要素に対して、理解が深まったり解消された面も増えた、そのように感じているところでございます。

教育委員会が実施いたしました新しいビジョンに関する保護者アンケート、さらには町民説明会、出前説明会では、特に保護者の方々の年代の皆様から早く進めて欲しいという意見が出ている、そのように聞いているところでございます。

12月の定例会におきまして、先ほど議員が言われましたように、私の答弁、私の役割は様々な立場の考えや、より多くの町民から意見を聞き、まちの将来を見据えて、大空町にとってより良い選択ができるように、最終的に責任を持って判断することだと。そのように答弁をさせていただきました。

高等学校再編の課題については、早くから教育委員会に議論をお願いをし、高等学校教育を考える協議会での議論、保護者のアンケート、町民説明会、そして教育委員の皆様にも教育の観点から協議をいただき、教育委員長からは、新しい高校づくりに対する支援について、お願いも受けたところでございます。

東藻琴高校存続させる会の皆様からは、高校への思いとともに、行政と学校と住民が一体となって高校を応援したいとの要望もいただきました。

商工会青年部への出前説明会においては、優秀な人材が育つなら地元の高校から採用したいと、そういった意見もあったと聞いています。

これまでの協議において、教育の面から町民の議論に必要な要素については出尽くしたのではないかと、そのように感じております。

また、人材育成、地域の活力というまちづくりの視点からは、全ての方が高校を、そして生徒を応援できるような仕組みを作っていくべきだと考えております。

そのようなことから、細かな点で詰めなければならない項目は、まだまだたくさんございますけれども、大筋として今回、教育委員会が取りまとめました方針、そしてビジョン、これを尊重して進めるべきだと考えているところでございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 教育委員会について、再質問、確認をさせていただきたいと思います。

今まで12月から今日に至るまで縷々そうやって、町民に対して出前講座だとかやって、その考え方については、了としたいと思います。

その中で取り組みの一つとして、奥尻高校に視察研修という答弁をいただきました。

奥尻高校も先ほどの答弁の中で、道立から町立へとその移管業務についてのいろいろノウハウをいただいたということですが、それは急務という教育長の答弁がありましたが、うちの今の現時点の大空町の新しい高校づくりについて、置き換えた時に、教育委員会はどう考えているか。

答弁を願いたいと思います。

◇議 長 教育長

◇教育長 この度の奥尻高校への視察の目的は、道立から町立に移管した経緯やその後の状況、さらには必要となる事務手続方法やスケジュールの内容などを参考とさせていただいて、今後の本町の新しい高校づくりに生かすため、実施したものでございます。

奥尻高校が町立へ移管となりました経緯は、入学者数の減少によって、奥尻町から高校が無くなるということは、子を持つ家庭が家族で島から離れ、急激な人口減少を招くとの、そういった危機感から、町の未来のために高校は、必要不可欠であると、そういった英断のもと、道からの移管を受けて、平成28年4月に町立高校として開校したと、そのように伺ったところでございます。

奥尻町では町立に移管に際しまして、開校の3年前となる平成25年1月に北海道教育委員会に対して要望書を提出するとともに、道からの支援内容の協議でありますとか、校舎等、財産の譲渡手続、さらには入学する生徒さんたちへの支援策も、様々講じながら開校に向けた準備を進めておられます。

また学校においては、教職員の精力的な取り組みによって、学び島、奥尻プロジェクトというものの始動させ、カリキュラム改革による町おこしワークショップの実施や中高一貫教育に人材育成指導方法の一つでありますメンタリングシステムを導入するなど、生徒の可能性を引き出す最先端の教育を展開しておられます。

また親代わりとなって、島留学生を町民がサポートする仕組みもつくられるとともに、内外への情報発信も戦略的に取り組まれており、町立移管後は、道外からの入学者が増え、全国の教育関係者や自治体からも大変注目を集めておられる高校でございます。

質問のありました今後のスケジュールでありますけれども、奥尻高校における町

立移管のスケジュールを大空町に置き換えるとするならば、本町の新しい高校は、平成33年の開校を目指すということでありますので、3年前に当たる今年の1月には既に、要望を行っている、そのようなことになります。

また町立移管という形の奥尻高校と違いまして、大空町の場合は、新しい高校として教育目標や生徒像のほか、教育課程を新たに編成しなければならないといったことや、校名や校歌などを決めるための具体的な協議や事務手続というものも数多くありますことから、開校までのロードマップというものをしっかりと作成した上で、遅れることなく確実に事務を進めていく必要あると、そのように考えてございます。

さらに、保護者からの早く進めて欲しいとの御意見や公設塾の早期開設に大きな期待を寄せられているということもありまして、教育委員会としては、関係機関との調整や必要な準備を進めながら、議会の御理解もいただいた中で、できるだけ早い時期に北海道教育委員会に対し、統合の要望を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 今、教育長の方から、今後のスケジュールのこと、急がなければならないということは理解できました。

それを持って町側に質問させていただきたいと思うのですが、まず、先ほど町長の答弁の中に、教育委員会で出された七つの方針とビジョンについて、推し進めたいということ、これは町長も進めるという、取り組むということで、最終的判断として理解して良いんでしょうか、確認させてください。

◇議 長 町長。

◇町 長 私といたしましては、細かな点でまだまだ詰めなければならないところがたくさん項目がございます。

しかし大筋として、今回、教育委員会が取りまとめた方針、ビジョンを尊重して取り進めるべきだと、そのように考えております。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 そうした意見、私は了としますけれども、今、教育委員会でも急ぐな、道教委に対しての要請も含めて、それでは行政として、これからどういう形で道教委

に要請するかは、ちょっと私はわからないんですけども、町として要請しなければならないと思うんですけども、この時期については、今後の取り組みどう考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど教育長から北海道教育委員会への要請ということでのお話がありました。

北海道教育委員会へ要請するというのは、その内容などは再編でありますとか、それに関わる様々な地域の要望項目ということになろうかと思います。

これらについては基本的には、大空町教育委員会からの要望になろうかと思います。

しかしながら、まちづくりの観点からも、大空町が一体となって新しい高校を応援をするという思いを含めて伝えていくことが大切ではないかと、そのように考えております。

新年度において、現在の両校、さらには将来の新しい高校の生徒募集にもつながる取り組みとして、早期の公設塾設置を目指すための予算も計上させていただいております。

こうした取り組みの中で、高校の魅力化プロジェクトを立ち上げて、高校に対して町民が応援する仕組みも構築をしていきたいと考えているところでございます。

これまでの高校づくりにおける、様々な御議論や町民の皆様からいただいた多数の御意見を踏まえますと、一定の方向性が見出され、共に新しい高校を応援していただく基盤ができるのではないかと、そのように感じております。

高校の魅力化というものは、大学入試の改革でありますとか、それに伴う高校授業の改定の時期も考慮していかなければならないと、そのようにも思います。さらにその魅力化という中であって、現在、東京農業大学との高大接続が必要であると、現在でも大学側からも、様々な御提案をいただいております。

そういったことも鑑みますと、時期を逸することなく取り組む必要性を感じているところでございます。

高校の再編というものは、大空町発足時からの課題であり、現在、ここまで議論が深まってきている状況にございます。これをさらに先送りするということは、私において問題があると、責任逃れと言われてもいた仕方がないと、そのようにも受け止めています。

これらの状況を踏まえますと、北海道教育委員会への要望につきましては、私の任期中に行うべきではないかと、そのように考えております。

また、町民の代表であります議会の皆さんとも御相談をさせていただき、御意見

も賜りながら進めたいと思っておりますけれども、現在、私といたしまして、それらの時期について考えていることについて、お伝えをしたいと思います。

◇議 長 6 番 松田議員。

◇教 育 長 今、町長から答弁で、最終判断時期のことについて、要望書の提出時期のことについても理解できました。

これで私の再質問を最後にしたいんですけども、今、町長の答弁の中にありましたけども、私はこの高校の教育の魅力化というのは、高校の存続にもつながりますし、今、うちの町もやっている子ども子育て支援につながると思っております。

また、移住・定住、そこら辺にも波及効果としてある施策だと思っております。

どうか、いろいろこれから進めるに当たって小さな課題はあるんでしょうけども、積極的に進めていただきたいと申し上げて終わりたいと思います。

併せてこれまで、町長の長い期間、高校のこの問題については、いろいろ、経過も含めて先ほど縷々説明をいただきましたけども、再度この高校の思いというものがあれば、聞かしていただいて、私の質問は終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 高校づくりに関しましては、新しい高校の今回の議論に関しましては、近年思い立った課題ではなくて、大空町発足当時から職員を通じて、教育委員会また町民皆さんの議論をお願いをしてきたところでございます。

発足と言いましょうか、大空町スタート間もない平成18年12月には、この場において、議員の方の一般質問で、町長、二兎を追う者は一兎も得ずだよと、そういう御意見もいただきました。

当時は、まだ高校に関する協議というものが全く進んでおらず、その時点では、両校存続に最大限努力をすると、そのように答弁をさせていただいた記憶がございます。

一方では、このままではいけないという思いが強くもございました。

平成23年には、広報の中で町長四季というところがございますけれども、その中で高校の将来における議論というものを町民の皆さんお願いできないでしょうかと、そういうことを書かせていただいたことをございます。

また、それ以前にも、高等教育を考える協議会というのが立ち上がってはおりましたので、その場におきまして、その議論の必要性についてお話をさせていただきました。

しかし、町民の皆さんも含めて、なかなか議論というものは進展してこなかった

現状にあります。そんな中で、平成２７年の３月で、またこの場において一般質問を頂戴いたしました。

その中の答弁といたしまして、このときには、将来とも２校を維持していくことが難しく、町内に１校を確保していく、そういったことに対する町民の議論をお願いをしたいと、改めて述べさせていただいたところでございます。

その後、様々な場で議論や協議が行われたり、保護者の皆様のアンケートも実施したり、意見集約、そういったものを行ってきて今日に至っているわけでございます。

私の町長という職は、政策を提案をする、そういう立場でもございます。

もう一つの立場として、先ほども言いましたように、様々な意見に耳を傾け、それぞれの意見の違いから長所でありますとか短所でありますとか、そういったものを洗い出して、どのような意見をより多く取り入れることが町民の幸せなのか、まちの将来にとって有益なのかということを総合的に判断しなければならないものと考えております。

新しい高校づくりについては、私が何か予断を持ってお願いしたものではございません。様々な議論を経て、真に将来の子どもたちの教育の観点から、大空町にふさわしい高校のあり方を示していただいたものと、そのように思っております。

今回の高校においては、教育委員会が出した方針、ビジョン、これが大筋として進めるということで良いのではないかと、そのように思っております。

しかし、今後においても、細部のことについては議論をしていかなければなりません。今後、議論、協議をしていくことが山ほどあるわけであります。

大空町が一丸となって取り組むことが、今後も大切であると、現在、高校の存続の意向があるという方も、また新しい高校に希望を持たれている方も含めて、今後とも関わっていただければありがたいと思っているところであります。

現在の女満別高校は、昭和２６年に誕生いたしました。また、東藻琴高校は、昭和２８年の開校であります。その当時、町民総ぐるみで作りに上げてきたものと思います。

また、そういったことを考えますと、これからの方向に置いて、町民総ぐるみで考えていく、関わってくということが大切であろうと、町民の熱意がこの時期、試されているのではないかと、そのよりに考えてございます。

改めてこの機会に、この新しい高校づくりに大勢の町民の皆さんの御理解を賜りたい、また関わりを、御協力を賜りたい。そのことをお願いを申し上げて、御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。３月１０日と３月１１日の２日間は、会議規則第１０条第１項による休会とし、３月１２日、１３日、１４日の３日間は、予算審査特別委員会の開催に伴う議事の都合によって、会議規則第１０条第２項による休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって３月１０日から３月１４日までの５日間は休会とすることに決定しました。

３月１５日の会議は、中学校の卒業式がありますので、会議の開始時刻を午後１時３０分に繰り下げて開くことにします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

（散会 午前１１時２４分）

平成 3 0 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成 3 0 年 3 月 8 日
- ・ 開 会 平成 3 0 年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 平成 3 0 年 3 月 1 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	欠	員		
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
副	町	長
会 計 管 理 者		産 業 課 長
総 務 課 長		産 業 課 参 事
総 務 課 参 事		建 設 課 長
住 民 課 長		建 設 課 参 事
福 祉 課 長		住 民 福 祉 課 長
福 祉 課 参 事		総 務 課 主 査

教 育 長	
生 涯 学 習 課 長	生 涯 学 習 課 参 事

農 業 委 員 会 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
-------------------	-----------------------

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成30年第1回大空町議会定例会議事日程

第3号 平成30年3月15日（木） 13時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第12号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- 日程第3 議案第13号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第14号 大空町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第15号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第16号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第17号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第18号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第19号 大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について
- 日程第10 議案第20号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第21号 平成30年度大空町一般会計予算
- 日程第12 議案第22号 平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第13 議案第23号 平成30年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第24号 平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第15 議案第25号 平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第26号 平成30年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第27号 平成30年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第28号 平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第19 議案第29号 平成29年度大空町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 議案第30号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第21 発議第1号 大空町の新しい高校づくりに関する発展的統合に向けた要望意見書
- 日程第22 発議第2号 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第23 発議第3号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第24 発議第4号 懸案事項促進のための議員派遣について
- 日程第25 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第2号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	福田淳一
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	藤田勉	建設課長	佐薙幸史
総務課参事	林敏美	建設課参事	高島清和
住民課長	山本勝栄	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	南部猛	総務課主査	土田康裕
福祉課参事	松川一正		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

5. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉
------	-----

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主査	石川大樹
------	------	-------	------

以上のとおり報告する。

平成30年 3月15日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開議 午後〇 1 時 3 0 分)

◎開議宣告

◇議 長 ただいまから平成 3 0 年度第 1 回大空町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 1 2 7 条の規定によって、議長において 1 0 番 後藤幸太郎議員、及び 1 1 番 深川昇議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 1 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 1 2 号

◇議 長 日程第 2 議案第 1 2 号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１２号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３ 議案第１３号

◇議 長 日程第３ 議案第１３号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１３号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第１４号

◇議 長 日程第４ 議案第１４号 大空町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 大空町税条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 大空町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第15号

◇議 長 日程第5 議案第15号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 16 号

◇議 長 日程第 6 議案第 16 号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 16 号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 17 号

◇議 長 日程第 7 議案第 17 号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１７号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第１８号

◇議 長 日程第８ 議案第１８号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１８号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 19 号

◇議 長 日程第 9 議案第 19 号 大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 19 号 大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号 大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 20 号

◇議 長 日程第 10 議案第 20 号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２０号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第２１号から日程第１８ 議案第２８号

◇議 長 日程第１１ 議案第２１号 平成３０年度大空町一般会計予算から日程第１８ 議案第２８号 平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 深川昇議員。

◇深川委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします。

本委員会に付託されました事件は、議案第２１号 平成３０年度大空町一般会計予算、議案第２２号 平成３０年度大空町国民健康保険事業特別会計予算、議案第２３号 平成３０年度大空町後期高齢者医療特別会計予算、議案第２４号 平成３０年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第２５号 平成３０年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算、議案第２６号 平成３０年度大空町簡易水道事業特別会計予算、議案第２７号 平成３０年度大空町下水道事業特別会計予算、議案第２８号 平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計予算の８件であります。

平成３０年３月８日の平成３０年第１回大空町議会定例会で設置されました本委員会に付託されました事件は、今後の大空町の方針性に関わる重要な内容であることから、３月１２日、１３日、１４日の委員会を開催し、説明員の出席を求めて、その内容を慎重に審議いたしました。

その結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、本委員会に付託されました事件は、全て原案を可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に付託されました事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第７７条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第２１号 平成３０年度大空町一般会計予算から議案第２８

号 平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括して採決したいと思います。

◇議 長 御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第28号までの8件を一括して採決することに決定しました。

議案第21号から議案第28号までの8件に対する予算審査特別委員会の審査報告は、いずれも原案可決です。

議案第21号から議案第28号までの8件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成30年度大空町一般会計予算から議案第28号 平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第29号

◇議 長 日程第19 議案第29号 平成29年度大空町一般会計補正予算第8号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 追加議案書の1ページをお開き願います。

「議案第29号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第8号)

平成29年度大空町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,139万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億5,636万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(繰越明許費の補正)第2条 繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

平成30年3月15日提出 大空町長 山下英二」

3ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

15款 道支出金5,101万4,000円を追加、18款 繰入金に16万4,

〇〇〇円を追加、２０款 諸収入に２１万５，〇〇〇円を追加、歳入合計は５，１３９万３，〇〇〇円を追加し、８６億５，６３６万３，〇〇〇円とするものです。

４ページをお開き願います。歳出です。

３款 民生費に３９万３，〇〇〇円を追加、６款 農林水産業費に５，１００万円を追加、歳出合計は５，１３９万３，〇〇〇円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

５ページになります。第２表 繰越明許費補正 １追加です。

６款１項 畑作構造転換事業の５，１００万円は、畑作産地の労働力不足に対応し、大規模化における競争力のある畑作産地の構造転換を図るため、省力作業機械等を導入する加工バレイショ集荷組合に対し、２９年度国の補正予算による補助事業の採択があったもので、年度内に完了しないため繰越すものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、１２ページ、１３ページをお開き願います。

３款１項６目 重度心身障害者医療費助成事業の２０節 医療費扶助費に３９万３，〇〇〇円を追加しています。

実行予算により、過去の実績等を踏まえ、本定例会の議案第４号 一般会計補正予算にて減額をしましたが、脳梗塞や悪性腫瘍による入院等があり、医療費の助成に不足が生じることから追加するものであります。

６款１項３目 畑作構造転換事業の１９節 補助金に５，１００万円追加しています。

第２表 繰越明許費補正で説明しましたが、畑作産地の労働不足に対応するため、ポテトハーベスター、トラクターなどの省力作業機械等を投入する加工バレイショ集荷組合に補助事業の採択があったため追加するものです。

続きまして歳入の説明をしますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。

１５款２項２目１節 重度心身障害者医療給付事業補助金に１万４，〇〇〇円追加しています。歳出で説明しました医療費扶助に係る道からの補助金であります。

同じく４目１節 畑作構造転換事業補助金に５，１００万円追加しています。歳出で説明しました加工バレイショ集荷組合に対する道からの補助金であります。

１８款１項１目１節 財政調整基金繰入金１６万４，〇〇〇円を追加しています。今回の補正予算の財源調整のため繰入れるものであります。

２０款４項６目１節 重度心身障害者医療費返納金に２１万５，〇〇〇円追加しています。町が助成する医療費に対する保険者の負担分が増額となるため追加するものです。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第30号

◇議 長 日程第20 議案第30号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 追加議案書の15ページをお開き願います。

議案第30号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)

平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,729万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成30年3月15日提出 大空町長 山下英二

17ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

8 款 繰入金に 5 7 万円を追加し、歳入合計は、1 3 億 3, 7 2 9 万 6, 0 0 0 円とするものです。

1 8 ページをお開き願います。歳出です。

2 款 保険給付費に 5 7 万円を追加し、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明いたしますので、2 4、2 5 ページをお開き願います。

2 款 2 項 1 目 1 9 節 一般被保険者高額療養費に 5 7 万円の追加です。先日 補正予算第 4 号において、当初の見込みより今までの支出額が減少したことに伴い、また、2 月、3 月の支払い分見込みも過去の実績を踏まえて、減額をお認めいただいたところでございますが、その後、高額な調剤使用者の増、また、手術による高額な医療費件数の増に伴い、高額療養費請求額が想定よりも上回り不足が生じることから、追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、2 2、2 3 ページをお開き願います。

8 款 2 項 1 目 1 節 国民健康保険基金繰入金に 5 7 万円の追加について、これは今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 3 0 号 平成 2 9 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 0 号 平成 2 9 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 発議第 1 号

◇議 長 日程第 2 1 発議第 1 号 大空町の新しい高校づくりに関する発展的統合に向けた要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8 番 松岡克美議員。

◇松岡議員 議会側議案書 1 ページをお開きください。

「発議第 1 号 大空町の新しい高校づくりに関する発展的統合に向けた要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 3 月 1 5 日提出 大空町議会議員深川、後藤、松岡、齋藤、松田、品田、沢出、原本、田中、上地」の各議員でございます。

3 ページでございます。大空町の新しい高校づくりに関する発展的統合に向けた要望意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

全道の中学卒業者数は、昭和 6 0 年代の 9 万人をピークに約半数まで減少し、オホーツク東学区においても、将来的な生徒の増加は、見込めない状況になっています。

大空町には道立の北海道女満別高等学校、町立の北海道東藻琴高等学校が設置され、学校と地域が協力して、特色ある教育を展開してきましたが、地元進学率の低下や近隣市町からの入学者の減少によって、近年は両校共に募集定員に満たない厳しい状況が続いています。

一方で、2 1 世紀の時代は、情報化によって加速度的に組織基盤社会が進展し、第 4 次産業革命と言われる人工知能社会の到来によって、社会的な変化が予測困難となり、子どもたちが職業や人生を選択する上で大きな影響を及ぼすものとなっています。

大空町においても、少子化や都市部への人口流出の影響から、担い手不足は深刻な問題となり、住民の生活を支える地方自治体として、地方創生の観点から現状の難題を克服しなければならない状況が生じています。

こうした現状の中、大空町教育委員会では、町内の教育環境の確保と担い手を育成する観点から「大空町の高等学校教育を考える協議会」を母体として、高等学校教育のあり方について協議し、両校を発展的に統合することとした「7 つの方針」を作成したところです。

また、国が進める高大接続改革や北海道教育委員会が示す「これからの高校づくりに関する指針」を踏まえ、探究型教育の充実のための東京農業大学との連携や公

設塾の設置を検討するとして「新ビジョン」を示し、保護者アンケートや住民説明会を通じて、地域住民とともに議論を重ねてきました。

大空町は、平成18年に2町村の合併を経て、優れた特性を融合した新しい町として、「大空に 人・花・心 育む町」という、まちづくり宣言のもと、協働と支え合いにより、育みの町として町民が幸せに暮らせるまちを目指しています。

私たちは、学校と地域社会が認識を共有し、相互に連携することで、地域の伝統や文化に立脚した広い視野と理想を実現する高い志が、子どもたちに育まれると信じ、住民協議を通じて、高校の魅力を高めるために地域の熱意を醸成したところです。

これまで北海道教育委員会が継承してきた「自然豊かな北の大地で、自立を精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人を育む」とした教育理念の実現に向けた取組に、心より敬意を表し、ふるさとに誇りを持つ人材育成の役割を、大空町にも担わせていただきたいと考えています。

つきましては、平成33年に向けた、北海道女満別高等学校と北海道東藻琴高等学校の発展的な統合に伴う町立高校への移管について要望するとともに、下記のとおり、大空町の新しい高校に対して、特段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記 1. 北海道教育委員会が進める教育水準の維持向上及び大空町が目指す高等学校教育の実現のための教職員等の人的支援

2. 北海道教育委員会の指針に沿って、大空町が地域とともに取り組む「魅力ある高校づくり」のための財政支援及び必要な協力

3. 北海道教育委員会が所管する北海道女満別高等学校の校舎等の資産及び必要な備品等の譲与

提出先は、北海道教育委員会教育長宛でございます。

以上、説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 大空町の新しい高校づくりに関する発展的統合に向けた要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 大空町の新しい高校づくりに関する発展的統合に向けた要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第2号

◇議 長 日程第22 発議第2号 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第23 発議第3号

◇議 長 日程第23 発議第3号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第24 発議第4号

◇議 長 日程第 2 4 発議第 4 号 懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

平成 3 0 年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、審派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第 4 号は、そのように決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第 2 5 報告第 1 号

◇議 長 日程第 2 5 報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおりの専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書の 2 1 ページでございます。

専決処分第 1 号 専決処分書 町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 3 0 年 2 月 8 日 大空町長 山下英二

記 1 和解内容 別紙でございますが、後ほど説明をさせていただきます。

2、損害賠償の額 2 3 万 9, 7 1 7 円。

3、和解の相手方 網走市南 4 条西 4 丁目 1 番地の 1、北海道電力株式会社網走営業所 所長 須田徳夫。

2 3 ページでございます。

和解内容 1 事故の原因

(1) 事故発生日時 平成 3 0 年 1 月 5 日 午前 3 時 3 0 分頃

(2) 事故車両 北見 9 0 0 る 6 9 1 (小型ロータリー除雪車)

(3) 事故発生場所 大空町東藻琴 1 4 9 番地

(4) 事故車両の運転手 白井修司 大空町との関係 道路橋梁及び河川の維持管理に関する指定管理者大空総合管理協同組合職員

(5) 事故の相手方 網走市南 4 条西 4 丁目 1 番地の 1 北海道電力株式会社網走営業所

(6) 事故の概要 歩道除雪作業中に小型ロータリー除雪車のロータリー装置部が北海道電力株式会社所有のコンクリート柱に接触し破損を与えた。

2、和解の条件

- (1) 事故の第1当事者(甲) 大空町長 山下英二
- (2) 事故の第1当事者(乙) 網走市南4西4丁目1番地の1 北海道電力株式会社
網走営業所 所長 須田徳夫
- (3) 過失割合 甲100%、乙0%
- (4) 損害賠償の額 23万9,717円
- (5) 支払期限 甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として金23万9,717円を平成30年3月1日までに支払うものとする。
- (6) 異議の申し立て 示談書の締結後は、甲・乙間において、今後本件に関しては、異議を申し立てないことを約束する。

なお本件につきましては、北海道から受託している道道網走川湯線の歩道除雪中の事故であります。

除雪作業は、進行方向左側に投雪し視界が遮られる中で、前方の住宅に注意していたことで、右側の中で電柱に気付かず、ロータリー装置が北海道電力所有のコンクリート柱に接触し破損を与えました。

なお、運転手に怪我はなく、除雪車両にも損傷はありませんでした。

この事故を踏まえ、指定管理者である大空総合管理協同組合に対し、安全運行と事故防止の徹底を指示したところです。

また、本件について、電柱に電線を共架していた東日本電信電話株式会社、及び北海道総合通信網株式会社についても賠償が必要となりますが、現在まで賠償額の申し出がなく、和解に至っておりません。これら2社につきましては、後日報告をさせていただきます。

以上、専決処分について報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

◎日程第26 報告第2号

◇議 長 日程第26 報告第2号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇近藤代表監査委員 ただいま上程になりました報告第2号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告申し上げます。

検査の対象となった月は、平成２９年１１月分から平成３０年１月分までであります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、１１月分につきましては１２月２２日、１２月分につきましては１月２３日、１月分につきましては２月２０日に後藤監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これでは例月出納検査結果報告については、終わります。

◇議 長 これでは本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成３０年第１回大空町議会定例会また、私、さらには議員各位においても任期最後となるこの定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

この議会におきましては、平成３０年度各会計の補正予算、さらには条例の改正、計画の策定、そして平成３０年度新しい年度の予算案について御審議を賜り、それぞれ可決をいただきましたことに、改めて御礼を申し上げます。

さらには、大空町の新しい高校づくりに関する発展的統合に向けた要望意見書の発議を賜り、また可決をいただきましたことにも、心より感謝を申し上げるところでございます。

これまでは町内にはさまざまな議論があったわけでありましてけれども、どちらかの地域が勝ったとか負けたとか、また得をしたとか損をしたとか、そういった次元の問題ではないと、そのように受け止めております。

教育の町としての大空町における、その高等教育をどのように確保していくか、そんな中で町民皆さんがそれぞれ考えいただき、そして苦渋の中で新しい展望を開いていこうという内容のものだと、そのように受け止めているところであります。

今回の大筋の合意をいただいた中での進展となるわけでありましてけれども、今後におきましても、細部についてさまざまなところで、解決していかなければならない課題、また決めていかなければならない事項などがたくさんございます。

今回出しましたその結論が、成功なのか、また失敗なのか、そういったものが将

来問われるわけでありますけれども、その成否というものは、これからも町民の皆さんが等しくこの高等教育というところに、思いを寄せ、関わっていただく、また、御支援をいただく、御理解をいただく、そういうことが、極めて重要ではないかと、そのように受け止めているところであります。

私を初め議員各位におかれましては、また、これからもこの問題において、さまざまな御指導や、また御協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

立場は、どのような立場になっても、この大空町の町民として、この高校の行き末を成功裏に導いていく、そのことの決意を改めて私自身も思ったところでございます。

今後とも御指導や、また御理解、御協力を賜りますように重ねてお願いを申し上げます、そして、この定例会に当たってさまざまな御指摘をいただきましたことにもお礼を申し上げ、御挨拶にかえさせていただきます。

誠にまことにありがとうございました。

◇議 長 任期最後の定例会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆さんには、第3期の大空町議会議員として、この4年間町政の発展と住民福祉の向上のために御活躍いただきましたことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。また感謝を申し上げます。

私も浅学非才ながら議員各位の御推挙により、議長に就任させていただき、以来、皆さんの御支援、御協力をいただきながら何とかその職責を果たし得ましたことに対し厚くお礼を申し上げる次第であります。

今、静かに振り返りますと、今期の議会におきましては、大空町となって10年の節目を迎える中、第2次大空町総合計画、大空町まちづくり宣言の制定等を行いながら、さまざまな課題に対して、町当局の積極的な行政推進はもとより、議会においても議論を重ね課題解決に向けて相互に切磋琢磨し、より良いまちづくりが進められてきたものと思っております。

そのような中であって、私の心残りは一昨年9月に志半ばにしてお亡くなりになられた小島一弘議員が、この議場におられないことであります。

私ども11名の議員がさらなる大空町の未来建設のために邁進することを誓いし、議員全員が一丸となって、小島議員の志を引き継ぎ、今日までまちづくりに取り組んできたところであります。小島議員からは、今どのような評価をいただけるのでしょうか。

結びに当たり、町長はじめ議員の皆様、そして農業委員会の会長、代表監査委員並びに教育委員会の委員長の皆様には、日頃からまちづくりのために御尽力をいただいております、その御労苦に対しまして改めて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

間もなく町長、町議会議員の選挙が行われます。今回御勇退される後藤議員には、これまでの数々の御功績に対し、心から深く感謝を申し上げます。

また、再選を目指しておられます各位には、どうか正々堂々と選挙戦を戦われまして、4月には皆さんがめでたく御当選をされ、この議場に戻ってこられることを心から願っております。

皆様方の御健勝と今後ますますの御活躍を御祈念を申し上げまして、閉会に当たりの御挨拶とさせていただきます。

この4年間、誠にありがとうございました。

◇議 長 これで平成30年第1回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(閉会 午後02時22分)